

官報

号外

令和五年十二月五日

○第二百十二回国会衆議院会議録 第九号

令和五年十二月五日(火曜日)

令和五年十二月五日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智奈美君外七名提出)
特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案(柴山昌彦君外五名提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員津島雄二君は、去る十月二十五日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。
津島雄二君に対する弔詞は、議長において去る十一月二十九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに社会労働委員長、予算委員長の要職につき、また再度国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章津島雄二君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○井野俊郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

西村智奈美君外七名提出、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案、柴山昌彦君外五名提出、特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案及び同報告書
特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長(額賀福志郎君) 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○武部新君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智奈美君外七名提出)
特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案(柴山昌彦君外五名提出)

まず、柴山昌彦君外五名提出の法律案は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めようとするものであります。

次に、西村智奈美君外七名提出の法律案は、近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをしようとするものであります。

〔武部新君登壇〕

○議長(額賀福志郎君) 西村智奈美君外七名提出、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案、柴山昌彦君外五名提出、特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

両案は、去る十一月二十二日本委員会に付託され、二十四日、提出者柴山昌彦君及び西村智奈美君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、質疑に入りしました。

提出の法律案に対し、自由民主党・無所属の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、日本司法支援センターによる償還等の免除の範囲を明確にする規定を追加すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び修正案に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終了後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、西村智奈美君外七名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、柴山昌彦君外五名提出の法律案については、自由民主党・無所属の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。鈴木庸介君。

(鈴木庸介君登壇)

○鈴木庸介君 立憲民主党の鈴木庸介です。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました自由民主党、公明党、国民民主党提出の特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案、いわゆる被害者救済法案に賛成、立憲民主党、日本維新の会提出、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案、いわゆる旧統一教会財産保全法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

立憲民主党では、昨年七月の安倍元総理の銃撃事件によって旧統一教会の問題が明らかとなつて早々に、旧統一教会被害対策本部を立ち上げました。対策本部では、被害当事者や全国霊感商法弁護士連絡会、いわゆる全国弁連の皆様からいわゆるマインドコントロールによる被害実態をお聞きし、国対ヒアリングと合わせて、約七十回、延べ百名の方々から被害の訴えや支援の必要性をお聞きしてまいりました。

旧統一教会による被害の拡大及び深刻化は、多くの議員の密接な関係と、三十年以上にもわたる行政府、立法府の不作為によるものです。現内閣にも、関係があつたと報告のある閣僚が数多く含まれています。

つい昨日も、岸田総理が旧統一教会の幹部と自民党本部で面会していたとの報道に対し、総理は、大勢の同行者がいたと記憶しているが、どなたがいたかは承知していないと語りましたが、本日、旧統一教会の友好団体の日米のトップとギングリッチ氏の四人で写真撮影したことが明らかにになりました。総理の昨日の発言は、事実と反するのではないのでしょうか。

自民党の調査自体の信憑性も疑われます。総理自身及び自民党の議員に対し、旧統一教会と、友好団体とどのような関係があつたのか、責任を持つて再度調査すべきです。

昨年、悪質高額寄附等への対策として不当寄附勧誘防止法の成立の後、解散命令請求が現実味を増す中、被害者の皆さんが必要だと訴えてきたのは財産保全についてでした。これは、旧統一教会が解散命令請求を出され、解散命令が決定するまでに財産が隠され、散逸することで、被害者の救済資金が失われてしまうのではないかと恐れていたことでした。実際に、オウム真理教の解散後にも、救済は約三〇％、ジャパンライフの事案では、たつた一・二％しか戻っていません。

さらに、旧統一教会は、数百億円にも及ぶ海外への送金を毎年のように行ってきたという報道がございします。また、政府の解散命令請求では、これまで数十年にわたり、約千五百五十人の被害者と約二百四億円もの賠償金、解決金が生じたと報告されています。また、最近では、教団本部がある韓国へ信者が現金を持参しているという報道も見受けられます。こうしたことから、救済前に財産が失われてしまうおそれは、現実的な強い懸念であります。

大変な精神的、肉体的負担を抱えながら旧統一教会による被害を訴えてきた被害者の皆さんの被害救済のため、財産が散逸し被害救済できない状況は、何としてでも避けなければなりません。そのため、私たち立憲民主党は、日本維新の会とともに、旧統一教会がその財産を隠匿し、又は散逸させるような行為を防止することが何よりも肝腎であると考え、旧統一教会財産保全法を提出いたしました。

まず、与野党協議の開始が余りに遅かった。これは改めて申し上げなくてはなりません。立憲民主党は、この臨時国会開会日である十月二十一日には既に法案提出をしていました。自公国は、十月下旬によりやくプロジェクトチームを設置し、十一月二十一日に法案を提出しました。立憲案提出の一月後です。余りにも遅過ぎる動きではありませんか。被害者の方々、全国弁連の皆様は昨年末から声を上げていたのに、一体これまで何を

されていたのでしょうか。ようやく始まった与野党協議では、残念ながら、被害の実態を把握されていないのではないかとということが多々ありました。そのため、二回目の与野党協議には全国弁連をお呼びすることを提案しました。

全国弁連からは、旧統一教会に対し、たつた一人で財産保全のための裁判を行うことは大変困難であるとの共有がございました。なぜなら、旧統一教会のいわゆるマインドコントロールによって、地獄に落ちてしまう、家族もサタンだと言われてしまう、心に埋め込まれた恐怖があることや、返金はしないとといった合意書を書かされてしまっていたからです。そもそも、被害者の方々は、身ぐるみ剥がされて、家庭も崩壊し、メンタルもぼろぼろ、自殺未遂をされた方もおられます。こうしたことから、個別の民事保全では難しい、包括的な財産保全が必要だとの意見が出されました。

だからこそ、他法令にもある、解散命令請求が出された場合の保全処分が必要なのです。私たちは、自公国の皆さんに、自公国の案も立憲の案も救済のための車の両輪なのだから両方とも成立させましようとして重ねて申し上げてきました。与野党協議においても委員会においても、立憲案に対し具体的な修正項目を提案してもらえば、誠心誠意検討するとも申し上げました。しかし、自公国の皆さんは全く提案をされなかった。自公国は、被害者に寄り添ってきた全国弁連の声を聞いても、個人による民事保全で対応できる、むしろそうすべきだという考え方を全く変えませんでした。これは、去年、与野党が一丸となつて、課題

はあれど、協議を重ねて新法成立にたどり着いた流れからも逆行する、被害者の自助努力を求める提案で、大変酷な提案ではないでしょうか。

確かに、法テラスの拡充や不動産の処分、財務書類の確認ができることで被害者の救済に役立つツールとはなり得ます。しかし、同時に、旧統一教会への解散命令が決定したときに財産が失われてしまっていたといった状況を回避するため、包括的な財産保全は必ず必要です。全国弁連の皆様からも、まずは包括的に財産保全を請求するため土俵が欲しいのだという声が上がりました。

旧統一教会の被害者救済法というならば、一番寄り添うべき、耳を傾けるべきは被害に遭った当事者であり、一番近くで支援されてきた方々なのではないでしょうか。

立憲民主党、日本維新の会で提案した旧統一教会財産保全法案の否決は残念ですが、個人個人が民事保全を行う自公国案について、施行後三年をめどに、財産保全の在り方を含めて規定について検討を加えるとの附則を盛り込む修正を行うとともに、自公国の法案提出者から、課題が生じた場合は三年を待たずに検討を加える、実効的な財産保全の方策が検討の選択肢となり得るとして、十分と分かれば速やかに協議して対処するとの答弁を得られました。真に求められている財産保全の実現のための礎があることを確認し、賛成いたします。

本法律案の可決をもってこれで終わりにするのではなく、被害者の方々に寄り添い、継続的な情報収集、必要な法整備についての検討を行うべきであるということをお願いし、私の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 三ツ林裕巳君。

(三ツ林裕巳君登壇)

○三ツ林裕巳君 自由民主党・無所属の会の三ツ林裕巳です。

私は、ただいま議題となりました特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。(拍手)

宗教法人が著しく公益を害すると明らかに認められる行為をしたことを理由として解散命令請求等が行われた場合、その法人に関する不法行為等による被害者については、迅速かつ円滑な救済が図られなければならないと思います。

自由民主党では、公明党とともに、旧統一教会問題の被害者の実効的救済を推進するため、プロジェクトチームを立ち上げ、被害を受けた方々からヒアリングを行うなどして、被害実態等を調査してまいりました。その結果、被害救済を実現するための民事訴訟手続や民事保全手続がほとんど利用されていない実態が明らかになりました。

本法律案は、こうした実態を踏まえ、民事事件手続を通じて適切な被害者救済が図られるよう、法テラスの民事法律援助業務を拡充するとともに、宗教法人による不動産の処分等の公告や、財産目録等の作成、提出、閲覧に関する特例を設けるものであります。

今なお被害に苦しむ方々を迅速かつ円滑に救済していくため、この法律案を一日も早く成立させる必要があります。

本法律案に対しては、被害者個人が民事事件手

続を行わなくてはならず、宗教法人の財産を包括的に保全することができないため、被害救済の実効性に欠けるのではないかとこの指摘があります。

しかし、財産保全の効力を強めれば強めるほど、憲法上の懸念は大きくなります。ましてや、保全すべき債権の疎明がないにもかかわらず宗教法人の財産を包括的に保全することは、憲法上保障されている信教の自由や財産権と抵触するおそれが大きくなり、制度を円滑に運用することができず、かえって被害の実効的救済を図ることができません。

さらに、宗教法人の財産を保全するだけでは被害救済を図ることはできません。解散命令が確定して清算手続に移行了場合であっても、個々の被害者が救済を受けるには、債権の存在及び金額を明らかにしなければならないのです。しかも、それは、それほど遠くない将来、旧統一教会問題の被害者に求められることなのです。

そうであれば、財産保全については、あえて憲法上の疑義のある包括的な財産保全制度を新たに導入するよりも、個々の被害者にとって今ある民事事件手続を使いやすくすることで、宗教団体の財産を保全し、被害救済を円滑かつ迅速に図っていくことが重要なのです。

本法律案は、法テラスによる特定被害者法律援助事業として、資力を問わず、民事訴訟手続や民事保全手続に必要な弁護士費用等の立替え、担保の提供に関する援助等を行うとともに、これらの費用の償還等について、原則として免除できることとするものです。また、指定宗教法人については、不動産の処分等を所轄庁に通知し、所轄庁において処分等を公告し、通知をしないで行われた

処分等は無効とするほか、四半期ごとに財産目録等を作成、提出することとしており、特別指定宗教法人については、財産目録等を被害者が閲覧できることとしています。

本法律案が成立、施行すれば、被害者は、特定被害者法律援助事業を利用し、弁護士等による援助を受けながら、債権の存在や金額を明らかにするとともに、宗教法人の財産状況等を把握し、適時適切に財産を保全しつつ、被害救済に向けた司法手続を迅速に進めていくことが可能になります。

このように、本法律案は、被害者の救済を実現するまでの道筋を具体的にイメージした上で、実効的な被害救済に必要な不可欠な支援や制度を定めたものであり、一日も早い成立、施行を望みます。

なお、立憲民主党及び日本維新の会提出の法律案については、我が党とは考えを異にするものであり、反対いたします。

最後に、議員各位に本法律案への幅広い御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 中嶋秀樹君。

(中嶋秀樹君登壇)

○中嶋秀樹君 日本維新の会の中嶋秀樹です。

私は、会派を代表して、維新、立憲提出の解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案に賛成、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案修正案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

旧統一教会に解散命令請求がなされ、被害者救済のために新たな法律が必要であることは論をまちません。日本維新の会は、教団の財産が解散命令が発出される前に隠匿されたり、散逸したりすることを防ぐために、包括的な財産保全が必要であることを早い段階から一貫して訴えてまいりました。

さきの通常国会では、他党に先駆けて宗教法人法改正案を提出。そして、今国会では、旧統一教会に対して解散命令請求がなされたことから、財産保全の項目のみを取り出した宗教法人法改正法案を国会開会初日に提出いたしました。

その後、同様の内容で特別措置法を提出いただいた立憲民主党と協議を行い、施行の状況を勘案して、必要があると認められるときは、宗教法人法改正も含めた法制上の措置を講じる旨の趣旨の検討事項を追加した上で、維新、立憲双方が自党の案を取り下げ、新たな特別措置法を共同で提出するなど、国家における財産保全についての議論をリードしてまいりました。

包括保全を含まない与党案は、財産の散逸を防ぎ、また財産保全に国が責任を負うことで被害者の心理的な不安を減らすという目的を達成することができず、課題が多いものと認識しています。委員会質疑や修正協議の場において、与党側からは法律や行政上の実効性が欠けていたことは大変残念です。やはり、被害者が個別民事保全を旧統一教会に対して行うというスキームのみでなく、国対旧統一教会の構図をつくってあげることが、心身共に傷ついた被害者が訴訟という心理的ハードルの高い一步を踏み出す上で極めて重要

だったのではないかと感じているところです。

一方で、与党案にある民事訴訟や民事保全手続における被害者の負担軽減、支援をする内容は、訴訟や保全手続を行う被害者にとっては意味のある内容です。三回の修正協議において、我が党から被害者弁護団の要望も踏まえた具体的な提案を行い、民事訴訟における担保の負担を更に軽減することや、対象法人の財産状況をより早期に把握するための修正がなされたことは評価します。

我が党として、包括的財産保全が引き続き必要であるという考えに変わりはありません。今回の修正案の中には、検討事項として、包括的な財産保全を含む財産保全の在り方についても検討を行う旨が明記されたことも踏まえ、法案成立後も、財産の散逸を防ぎ、被害者の負担が軽減されるよう、三年を待たず早期に検討が行われることを期待し、一步前進として与党案にも賛成するつもりです。

なお、先立つて開催された法務委員会では、我が党と立憲民主党が共同で提出した解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案は、自民、公明、国民民主党の反対により、残念ながら否決されました。これまでも述べてきたように、与党案と野党案は対立するものではなく、双方が成立することで、より効果的な被害者救済が期待できます。

与党は、会社法、一般社団法人法、弁護士法等にも規定がある保全処分について、適用事例がないこと、管理人の管理処分権が専属する規定や調査権限に関する規定がないこと、管理人や裁判所の命に従わずに対象法人が無断で財産を処分した場合の効力に関する規定がないことを理由に、一

貫して否定的な立場を取ってきました。しかしながら、保全処分は、会社法では旧商法の時代から存在するものであり、与党の主張は、我が党提出案に対してというよりは、むしろ、長年我が国の法体系に組み込まれた法律に対する指摘であります。

今も、悪質な手段で被害を被り、その救済がなされずに苦しむ人々が存在します。当事者も弁護団も、立法院の役割に望みを託しています。是非とも、政府・与党には、会社法を始めとする法律で規定されている包括的な財産保全について、実行力を担保する諸規定の整備等を速やかに進めていただき、重ねて旧統一教会への財産保全について緊急に検討されるべきと申し上げ、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君 私は、日本共産党を代表して、統一協会の被害救済に関する二法案に賛成の討論を行います。(拍手)

統一協会は、半世紀以上にわたり、正体隠しや不安をあおった勧誘により信仰選択の自由を奪った状態で、統一協会の教義を信仰させ、違法な霊感商法、高額献金で人々の財産を収奪し、一人一人の人生を壊すなど、被害を広げました。これを放置してきた政府、とりわけ自民党の責任は重大であり、被害者救済のための法整備は国会の責務です。

十月十三日、政府が、被害者の声を受け、統一協会について、全国で相当甚大な規模での被害を確認し、その悪質性、継続性、組織性を認定し、解散命令請求を行ったことは極めて重要です。

今回の法案に求められているのは、統一協会の解散命令を確定するなどの間の財産の散逸を防ぎ、被害者の救済を実効性あるものにしていくことです。

包括的な財産保全は、被害者救済の要です。財産の隠蔽、散逸があつては、全ての被害者を救済することはできません。今後、統一協会に対する解散命令が確定した段階で初めて脱会を決意し、ようやく被害者として声を上げられるようになる方が出てきても、その時点で財産が散逸しては、一切救済されないことにもなりかねません。与党提案者は民事保全手続による救済を言いますが、我が党の質問で、それだけでは救われない人々が出てくることを認めました。それなら、包括的財産保全に踏み出すべきです。

しかも、被害者は、宗教的虐待や脱会後の精神疾患の問題など、様々な事情によつて今も苦しんでいます。その被害者個々人が自助努力で個別に財産保全の手続を講じなければならないというのは、被害者に過大な負担を強いるものです。

三法案は、法テラスの制度の拡充など、民事手続を利用しやすくなることの意義はありますが、これだけでは、被害者の実効的な救済につながるとは到底言えません。

我が党は、被害者や被害対策弁護団が両案それぞれの積極面を生かした立法を求めてきたことを踏まえ、両案に賛成の態度を取りますが、包括的財産保全実現のための検討、協議を今すぐ行うべきです。

最後に、新たに発覚した岸田総理の疑惑を始め、自民党と統一協会との癒着の徹底究明が、被害者を救済する上で不可欠であるということを厳しく指摘し、討論といたします。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、西村智奈美君外七名提出、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、柴山昌彦君外五名提出、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

法務大臣 小泉 龍司君

○議長の報告

〔通知書受領〕

一、去る十一月二十四日、内閣から、議員秋本真利君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る十一月二十九日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)

一、去る十一月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律

一、去る十一月二十九日、岸田内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第七九四号

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和五年十一月三十日(木)午後二時三十分羽田空港発、十二月三日(日)午後零時三十分同空港着の予定で、アラブ首長国連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

〔報告書受領〕

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して内閣総理大臣岸田文雄君、文部科学大臣盛山正仁君、厚生労働大臣武見敬三君及び経済産業大臣西村康稔君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して総務大臣鈴木淳司君から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の四第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和四年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して文部科学大臣盛山正仁君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特

定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(ムーンスョット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和四年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和四年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して厚生労働大臣武見敬三君から、次の報告書を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和四年度安定供給確保支援独立行政法人基金(抗菌薬原薬国産化支援基金)に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して農林水産大臣宮下一郎君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和四年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して内閣総理大臣岸田文雄君及び農林水産大臣宮下一郎君から、次の報告書を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和四年度安定供給確保支援法人基金(肥料原料備蓄対策事業基金)に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

一、去る十一月二十四日、内閣を経由して経済産業大臣西村康稔君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(グリーンイノベーション基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(ティープテック・スタートアップ支援基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(バイオものづくり革命推進事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

る報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和四年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和四年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和四年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

(理事補欠選任)

一、去る十一月二十四日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 美延 映夫君(理事池下卓君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

一、去る一日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 池下 卓君(理事美延映夫君去る一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

尾身 朝子君 宗清 皇一君

古川 直季君 上田 英俊君

阿部 司君 池畑浩太郎君

宮本 岳志君 田村 貴昭君

上田 英俊君 古川 直季君

宗清 皇一君 尾身 朝子君

池畑浩太郎君 阿部 司君

田村 貴昭君 宮本 岳志君

法務委員

辞任

補欠

中川 正春君 長妻 昭君

池下 卓君 堀場 幸子君

中川 宏昌君 國重 徹君

鈴木 義弘君 田中 健君

長妻 昭君 中川 正春君

堀場 幸子君 池下 卓君

國重 徹君 中川 宏昌君

田中 健君 鈴木 義弘君

文部科学委員

辞任

補欠

上杉謙太郎君 杉田 水脈君

柴山 昌彦君 木村 次郎君

鈴木 貴子君 小島 敏文君

根本 幸典君 柳本 顯君

船田 元君 泉田 裕彦君

堀場 幸子君 高橋 英明君

予算委員

辞任

補欠

奥野 信亮君 杉田 水脈君

藤岡 隆雄君 山岸 一生君

渡辺 創君 堤 かなめ君

林 佑美君 足立 康史君

緒方林太郎君 吉良 州司君

杉田 水脈君 奥野 信亮君

堤 かなめ君 渡辺 創君

山岸 一生君 藤岡 隆雄君

足立 康史君 林 佑美君

吉良 州司君 緒方林太郎君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

三ッ林裕巳君 山口 晋君

中川 正春君 長妻 昭君

吉田はるみ君 西村智奈美君

阿部 弘樹君 青柳 仁士君

文部科学委員

辞任

補欠

鈴木 貴子君 上田 英俊君

山口 晋君 西野 太亮君

鰐淵 洋子君 福重 隆浩君

宮本 岳志君 宮本 徹君

上田 英俊君 鈴木 貴子君

西野 太亮君 山口 晋君

福重 隆浩君 宮本 岳志君

宮本 徹君 宮本 岳志君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

齋藤アレックス君 田中 健君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

青山 大人君 馬場 雄基君

馬場 雄基君 青山 大人君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

鈴木 敦君 田中 健君

特別委員

辞任

補欠

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

齋藤アレックス君 古川 元久君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月三十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

伊藤 達也君	山口 晋君
越智 隆雄君	川崎ひとと君
細野 豪志君	中川 貴元君
松本 剛明君	仁木 博文君
山本 有二君	上田 英俊君
本庄 知史君	中谷 一馬君
川崎ひとと君	鈴木 英敬君
中川 貴元君	尾崎 正直君
上田 英俊君	山本 有二君
尾崎 正直君	細野 豪志君
鈴木 英敬君	越智 隆雄君
仁木 博文君	松本 剛明君
山口 晋君	伊藤 達也君
中谷 一馬君	本庄 知史君

(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理審査会委員

辞任

補欠

前原 誠司君	古川 元久君
--------	--------

(議案提出)

一、去る十一月二十四日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)
北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案(山口俊一君外十二名提出)

一、去る十一月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案(吉田はるみ君外十四名提出)

(議案受領)

一、去る十一月二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案
一、昨四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案
(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十一月二十四日、議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。
北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案
山口俊一君外十二名

(議案送付)

一、去る十一月二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)
一、去る十一月二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る十一月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
令和五年度一般会計補正予算(第一号)
令和五年度特別会計補正予算(特第一号)
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案
一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案(吉田はるみ君外十四名提出)

(決議送付)
一、去る十一月二十四日、額賀議長から岸田内閣総理大臣宛て、次の決議を送付した。
北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議
(議案通知書受領)

一、去る十一月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案
一、去る十一月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計補正予算(第一号)
令和五年度特別会計補正予算(特第一号)
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
二〇二五年大阪万博の運営費に関する質問主意書(櫻井周君提出)

会計年度任用職員の給与改定の取扱いに関する質問主意書(櫻井周君提出)
国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書(原口一博君提出)

会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」に関する質問主意書(原口一博君提出)
警察の売春防止法の運用に関する質問主意書(原口一博君提出)

警察行政の信頼性に関する質問主意書(原口一博君提出)
GIGAスクール構想の推進に関する質問主意書(原口一博君提出)

我が国が目指す教育の姿・理念に関する質問主意書(原口一博君提出)
生涯現役を推進するための後期高齢者への傷病手当金支給に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

遊漁船に救命いかだを義務付けることに関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)
障害のある子どもの放課後を保障することに関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

燃料油価格激変緩和補助金に関する再質問主意書(馬場雄基君提出)
一、去る十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
宗教法人による信託に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公安調査庁ホームページのテロ組織一覧に関する質問主意書(松原仁君提出)

米軍普天間飛行場の「運用停止」に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

米海兵隊第三一海兵遠征隊の運用等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

東京電力福島第一原発から海洋排出される「ALPS処理水」の核種測定の方と外交課題に関する質問主意書(阿部知子君提出)

国策としての子育て支援に関する質問主意書(馬場雄基君提出)

住まいに関する質問主意書(馬場雄基君提出)

大学受験費用負担軽減に関する質問主意書(馬場雄基君提出)

児童扶養手当に関する質問主意書(馬場雄基君提出)

除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の中間貯蔵に関する質問主意書(馬場雄基君提出)

公立学校における光熱水費、教材費等及び給食費に関する質問主意書(馬場雄基君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政党が行う予備選挙に関する質問主意書(守島正君提出)

重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するベナルティを全廃すべきことに関する質問主意書(大石あきこ君提出)

日本の薬価制度における新薬の有効性・安全性の評価に関する質問主意書(池下卓君提出)

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長報告

(答弁書受領)

一、去る十一月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出過去バワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問に対する答弁書

令和五年十一月十三日提出
質問 第三三八号

普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問主意書

提出者 原口 一博

普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問主意書

防衛省は、令和元年十二月、普天間飛行場代替施設の建設に関する経費として、約九千三百億円が必要であることを示した。

一方、令和四年度末において、実際に埋め立てた土量は計画全体の約十四パーセントに過ぎないのに対し、既に費やした経費は四千三百十二億円に達している。単純に計算するなら、総経費は二兆円から三兆円になっても不思議でない。しかも、既に埋め立てられた辺野古側が、水深が浅く、地盤改良も必要ない区域であったのに対し、今後埋め立てる予定の大浦湾側が、水深が深く、大規模な地盤改良工事が必要であること、

埋立完了後地上構造物を建設する必要があることなどを勘案すると、経費が約九千三百億円というのは到底あり得ない。

一 防衛省は、約九千三百億円という経費見積りの後、新たな経費見積りを行ったか。

二 新たな経費の見積りを行っていないならば、同省は、約九千三百億円という見積りが現在でも妥当と考えているのか。

三 仮に二の答えが「妥当でない」ということであれば、早急に新たな経費見積りを行うべきであると考えているが、現在まで新たな経費見積りを示していない理由は何か。

四 本年六月八日の参議院外交防衛委員会において、伊波洋一議員が「普天間飛行場代替施設事業について、事業費の全体像を把握すべきではありませんか。」と質問されたのに対し、財務省は論点をずらした答弁を行った。その内容は、

①各年度の予算編成過程において、実効性等の観点から精査するなどして予算案に計上し、国会で審議を受けている、②支出負担行為の実施計画に係る手続においても、個別の工事の見積りや進捗状況を含め、予算の執行状況について確認している、といったものであり、年度ごとに決定される歳出予算等について述べているだけで、工事完了までの経費を含む全体の事業費の見込みを把握する必要性については何ら答えしていない。

財務省は、防衛省が示した約九千三百億円という経費総額の見積りについて、これが示された当時、妥当なものと考えていたか。また、現在において、その妥当性についてどのように認識しているか。

五 四の「現在における認識」についての答えが「妥当でない」「妥当性が疑わしい」などの否定的なものである場合、財務省は、年度ごとの予算の編成に臨む前提として、防衛省に新たな経費総額見積りを提示させ、その妥当性と事業の必要性を見極める必要があると考えているが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二一二第三八号
令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

普天間飛行場代替施設建設事業に要する経費については、工事の進捗等を踏まえつつ検討する必要があることから、現時点では、御指摘の「約九千三百億円という見積り」に係る妥当性の評価を行う段階にはないと考えており、また、お尋ねの「新たな経費見積り」は行っていない。

四及び五について

財務省としては、普天間飛行場代替施設建設事業について、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づき、普天間

令和五年十二月五日 衆議院會議録第九号 議長の報告

飛行場の一日も早い移設と返還を実現するために必要なものであると承知している。

また、同省としては、同事業に要する各年度の予算については防衛省からの要求を踏まえて査定を行っているところであるが、御指摘の「経費総額の見積り」について査定を行っていないことから、その妥当性について責任をもつて評価する立場にない。

令和五年十一月十三日提出
質問 第三九号

過去パワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問主意書

提出者 原口 一博

過去パワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問主意書

かつて「退職者統出」「パワハラ」常習者で通称「ハカイダー」などと文春オンラインで報じられた将官(以下「本件将官」という。)が、この夏の人事で師団長に就任した。

むしろ、報道があつたからといってそれが事実とは限らない。とはいえ、かつてそのような報道がされた以上、十分な説明なしにこのような人事を行うことは、自衛隊の士気、入隊を検討する方々の選択、一般国民の自衛隊に関する信頼などに悪影響を与える。本人のプライバシーの問題も、高位の公的地位にある者はこの点が公に問われることもまた当然であり、師団長クラスとなれば公に説明が必要と考える。

一 パワハラの実態関係について
本件将官についてかつて文春オンライン(二

千二十年八月七日、同月二十五日)で次のようなことが報道された。その真偽について答弁されたい。

1 二千十八年三月にある部隊の団長に就任してから(二千二十年八月の記事の契機となつた内部告発までに)十人近くが辞めた。前任者の時代は辞めた者はゼロであった。

2 長期の海外派遣から帰国した隊員の苦勞をねぎらうどころか、派遣中に自分が必要とする報告をタイムリーに上げてこなかったことについて数十分間大勢の前で罵倒した。

3 一分でも待たせると「俺を一分待たせるとはどういうことか!」と恫喝した。

4 壁を殴つて穴を空けた。

5 当該部隊においては、団長印が押された「金銭指導の団統一基準について」の文書が二千十七年六月二十九日に各部隊長宛に発出され、同年七月三日から運用を開始した。

当該文書中「金銭管理状況の確認」とされた項目には、「隊員の金銭管理状況を把握し、必要な指導を実施する。特に、要注意隊員(浪費癖があり、過去に借財歴及び返済困難又は無計画かつ多額の借財を有する隊員)について・・・通帳の残金を確認し必要な指導を実施する」としている。その上で、中隊長が年二回の個人面談をし、金銭管理状況を聞き取りし、(営内班長等は、毎月一回(基準)実施する金銭指導において、通帳(共済組合)の残金の確認及び防衛省ATMによる定積預金の一部解約等の状況について、確認する」と記されている。

6 5の制度が始まった当初は、中隊長などの現場レベルでチェックするにとどまっていたが、二千十八年に本件将官が団長に就任してからは全て団長に報告することとされた。

7 金銭管理表の様式は、A三用紙一枚に赤、ピンク、黄、緑、青で危険度の高い隊員を区分けするような内容になっていた。

8 本件将官は、隊員の名前をピックアップして今後の返済計画を中級幹部に作らせ、逐一報告させていた。そして、各隊長を呼びつけては「こいつの返済計画はどうすんだ」と指導を繰り返し、できあがつた返済計画を回覧していた。

二 防衛省職員と思われる人物による政務三役に對する内部告発について

「二千二十一年三月初旬頃、防衛省職員と思われる人物が、記者に対し、「陸上自衛隊、特に陸上幕僚長の横暴は、もう限界で目に余ります」と始まり、「ハカイダーの処分問題」と題した項目には本件将官をめぐって「秘密裏に処理するため、職員が本当に苦勞させられ、精神的なダメージをうけた」と、「今後の昇任への影響を避けるため、年内の処分にこだわった」となどを訴える文書を送付した。」との旨報じられた。記事が、文春オンラインに同月十九日に公開された。当該文書には、当時の岸防衛相など政務三役に同様の文面を送付したともあつたとのことである。

当時、このような文書を政務三役が受領した事実はあるか。

三 防衛省の説明責任について

本件将官に係る今回の人事については、冒頭述べた観点から、一で述べた事実の真偽などについて防衛省として対外的に説明すべきと考えらるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二二第三九号

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出過去パワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出過去パワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問に對する答弁書

一の1について

お尋ねの報道の内容は、事実ではない。

一の2から4まで及び8について

御指摘の「文春オンライン」に係る取材及び報道を契機として、令和二年七月及び八月に実施した陸上自衛隊による調査の結果、お尋ねの報道の内容は確認されなかった。

一の5について

御指摘の「文書」については、正しくは「金銭管理指導の団統一基準について(通達)」(平成二十九年六月二十九日付け一空挺団第一二三号第一空挺団長通達)であるところ、お尋ねの報道の内容は、事実である。

一の6について

一の2から4まで及び8について述べた調査の結果、お尋ねの報道の内容は確認されなかったが、陸上自衛隊第一空挺団の一部の隊員の金銭管理の状況の概要については、第一空挺団長に報告されていたことが確認された。

一の7について

御指摘の様式は、陸上自衛隊第一空挺団の隊員の金銭管理の状況について指導を行うためのものであって、御指摘のように「危険度の高い隊員を区分けする」ためのものではない。

二について

御指摘の事実はある。

三について

個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、これまでも対外的に説明することはしておらず、本件についても、特別な取扱いを行うことは考えていない。

令和五年十一月十三日提出
質問 第四〇号

陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問主意書

提出者 原口 一博

陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問主意書

銃剣道という武術がある。剣道のような防具をつけて竹刀の代わりに木製の銃で突き合う競技である。

陸上自衛隊では銃剣道に比重が置かれすぎている。

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長報告

という指摘は、複数の陸上自衛隊OBや軍事ジャーナリストからなされている。

そういった指摘の中には、①部隊長の人事評価において、銃剣道の競技会におけるその部隊の成績が考慮される、②部隊長が、隊員に対し、勤務時間中に銃剣道の競技会の練習をさせる事例が多々存在する、というものもある。

一 現代の戦争において、銃剣による白兵戦の可能性は極めて低いと考えるが、政府にその認識はあるか。

二 陸上自衛隊における正規の訓練において、銃剣道は優先度を相当低くすべきと考えるが、政府にその認識はあるか。

三 前掲指摘①のような事実はあるか。仮にあるとするならば、部隊長の人事評価においてその部隊の競技会における銃剣道の成績は評価対象から外すべきと考えるが、どうか。

四 前掲指摘②のような事実はあるか。仮にあるとするならば、このようなことは全廃した上、今後このようなことをした部隊長は、人事評価上不利になるようにすべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二二第四〇号

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「現代の戦争」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦闘の具体的な様相は個別の状況に応じて異なるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「正規の訓練」の意味するところが必ずしも明らかではないため、御指摘の「優先度」についてお答えすることは困難であるが、陸上自衛隊において銃剣道は訓練の一つとして実施しており、現時点でこの取扱いを変更することは考えていない。

三について

自衛隊の各部隊長の人事評価については、銃剣道を含めた自衛隊において行う各種の競技会における成績そのものが考慮されることはないが、競技会における成績が、部隊長が指導力を発揮した成果として考慮される可能性は否定されない。

四について

自衛隊においては、各部隊等の状況に応じた、銃剣道を含めた各種種目を訓練として実施しており、任務遂行に必要な体力等を育成するためにこうした訓練を行うことについて、御指摘のように「全廃」することは考えておらず、「人事評価上不利になるようにすべき」とも考えていない。

一、去る十一月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出FMSに係る未納入・未精算問題に対応するための政府の取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出防衛装備品の選定に関する費用対効果の相対比較に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出攻撃用ドローンの導入の遅れの原因に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出西九州新幹線等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出鉄道ネットワークの維持に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出航空整備士・航空機操縦士の人材確保に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出新型コロナウイルス感染症の効果が及び副反応による健康被害救済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出国際保健規則改正とパンデミック条約に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大石あきこ君提出国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出航空分野の人材確保に関する質問に対する答弁書

令和五年十一月十五日提出
質問 第四一 号

FMSに係る未納入・未精算問題に対応するための政府の取組に関する質問主意書

提出者 原口 一博

FMSに係る未納入・未精算問題に対応するための政府の取組に関する質問主意書
日本政府は、FMSにより、米国製の装備品等を取得している。FMSは、前払いが原則であり履行後に精算される、納期が予定であるなどといった特徴があり、米側の都合が優先されるものである。そのため、出荷予定時期を超過しても装備品等が納入されない未納入といった問題や、前払金に係る余剰金の返還を受けることができない未精算の問題が、これまでも国会及び会計検査院で度々指摘されている。

一 FMSに係る当初予算額を見てみると、令和四年度は約三千八百億円であったのに対し、令和五年度は約一兆四千八百億円、令和六年度概算要求では約九千五百億円と大幅な増額となっている。FMSが増加すれば日米双方の事務処理量が煩雑になり、未納入・未精算が問題となる案件が増加することが懸念される。防衛省は、この問題に対処するために、どのような措置を講じたか。

二 防衛省は、「日米安全保障協力協議会(SCC M)」において、FMSの諸課題について米側と協議している。令和二年一月に開催されたSCCMでは、日米間でFMSの合理化等に向けた取組として、「防衛装備庁及び米国国防安全保障協力庁は、全ての未納入ケースについて、品目毎に未納入の原因を解明した上で、その原因を処理・除去し、未納入を解消するために最善の

努力を行う」ことを確認するとともに、未精算のケースについても同様の取組を行うことを確認している。

この協議を踏まえ、現状で明らかとなっていない未納入・未精算の原因は何か。また、それらを解消するため実施している現状の取組には、どのようなものがあるのか。
右質問する。

内閣衆質二二第四一 号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出FMSに係る未納入・未精算問題に対応するための政府の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出FMSに係る未納入・未精算問題に対応するための政府の取組に関する質問に対する答弁書

一及び二の後段について

お尋ねについては、令和五年五月二十五日の参議院財政金融委員会において、土本防衛装備庁長官(当時)が「未納入、未精算の改善について申し上げますと、御指摘を受けました未納入、未精算の改善という取組につきまして、防衛装備庁における履行管理体制強化のため、まず令和二年度に、米国現地に米国政府との調整等を行う有償援助調達調整班を新設しております。また、令和三年度に、装備庁本庁の調達実施部署に履行状況、FMSの履行状況を管理いたします履行管理・促進班を新設しております。さらに、毎年度、FMS調達の諸課題につきまして米国と協議をするSCCM本会議、安

全保障協力協議会と称しておりますが、これにおきまして、全ての未納入、未精算のケースの個々の品目ごとの履行状況の管理を継続、強化することとし、米側に個別具体的に働きかけを行っているところでございます」と答弁しているところである。

二の前後について

お尋ねについては、令和五年四月二十五日の衆議院財務金融委員会において、井野防衛副大臣(当時)が「FMS調達の未納入の具体的な原因として、例えば維持部品、補用品などは、米軍の在庫として保管されている場合は速やかに払出しが行われるものの、在庫がない場合には、新たに製造を行う必要があるため通常よりも時間を要し、未納入になるということがあります。また、未精算の具体的な原因としては、米国における事務作業が終了するのに非常に時間と労力を要しているということが考えられます。」と答弁しているところである。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四一 号

ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問主意書

提出者 原口 一博

ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問主意書

ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、米国は、ウクライナに対し、携行型対空ミサイル「スティンガー」や携行型対戦車ミサイル「ジャバリン」、長射程の高機動ロケット砲システム「ハイマース」

等を提供し、令和五年にはパトリオットミサイルを供与したほか、多様な大量の武器を供与した。その結果、米軍自身の武器の在庫に不安が生じ、かつ、米国の軍事産業の生産能力が十分対応できなくなっているとの報道がなされている。

さらに、今般のイスラエル・パレスチナ紛争では、米国は、イスラエルに対し迎撃ミサイルを含む大量の軍事援助を行うとみられる。

我が国では、SM-6、SM-3、PAC-3(パトリオット)といったミサイルのほか、数々の装備品をFMSにより調達している。米軍自身の武器の在庫に不安が生じ、かつ、米国の軍事産業の生産能力が十分対応できなくなっているとするれば、日本が購入する米国製の装備品の納入時期の遅延が懸念される。

一 現時点において、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争の影響と思われる理由により、日本がFMSで購入する米国製の装備品の納入時期の遅延又は遅延の見込みが生じているか。また、今後生じる見込みがあるか。

二 FMSで調達する装備品の選定に当たって、政府は「極めて現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容の積み上げ」を行っているとしている。日本を取り巻く安全保障環境が急速に変化する中で、装備品等の納入時期の遅延や、その結果としての当該装備品の旧式化が生じた場合、「必要な防衛力の内容」がそろわないこととなりがねないが、このような場合、政府はどのように対処するか。
右質問する。

内閣衆質二二第四二号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問に対する答弁書

一について

米国の有償援助による調達（以下「FMS調達」という。）において、お尋ねの「納入時期の遅延が生じる理由については、様々な要因が考えられることから、御指摘の「ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争の影響」を直接的な要因とした「納入時期の遅延又は遅延の見込み」について一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「必要な防衛力の内容」がそろわないという意味するところが必ずしも明らかではないが、FMS調達において、お尋ねの「装備品等の納入時期の遅延」が生じた場合については、令和五年五月二十五日の参議院財政金融委員会において、土本防衛装備庁長官（当時）が「未納入、未精算の改善について申し上げます」と、御指摘を受けました未納入、未精算の改善という取組につきまして、防衛装備庁における

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長報告

履行管理体制強化のため、まず令和二年度に、米国現地に米国政府との調整等を行う有償援助調達調整班を新設しております。また、令和三年度に、装備庁本庁の調達実施部署に履行状況、FMSの履行状況を管理いたします履行管理・促進班を新設しております。さらに、毎年度、FMS調達の諸課題につきまして米国と協議をするSCCM本会議、安全保障協力協議会合と称しておりますが、これにおきまして、全ての未納入、未精算のケースの個々の品目ごとの履行状況の管理を継続、強化することとし、米側に個別具体的に働きかけを行っていただくことでございます。」と答弁しているところであり、これらの取組に基づき適切に対応することとなる。

また、お尋ねの「当該装備品の旧式化が生じた場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、我が国が保有すべき防衛力の水準を達成できない場合には、これを達成するために必要な装備品等を調達するなど、個別の状況に応じ適切に対応することとなる。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四三三号

防衛装備品の選定に関する費用対効果の相对比较に関する質問主意書

提出者 原口 一博

防衛装備品の選定に関する費用対効果の相对比较に関する質問主意書

元自衛艦隊司令の香田洋二氏は、本年四月二十八日の衆議院財務金融委員会安全保障委員会連合

審査会に参考人として出席し、次のように述べた。

「私たちが若いときにやっていたのは相対比率なんです。例えば、陸上配備のときが一とすると、新しい構想の、海上型にするとコストは一・二になりパフォーマンスは〇・八になるから、それを総合的に評価すると〇・九でこれは駄目よとかいう評価ができるんです。一切、防衛の秘密とか関係ないです。性能とか関係なく、相対比率で、相対表示でできるんですよ。そんな中学生でもできるようなことをなぜ防衛省がやらないか。国民に対する責任の放棄ですよ。」

この費用対効果の相对比较は、同氏の著書「防衛省に告ぐ」五十九ページ以下でも次のように説明されており、過去実際に対大蔵省説明でとられた手法とのことである。

「ここで最後まで大蔵省が徹底的に詰めたことは、防衛効率の問題だ。どれくらい予算を投入したら、どれくらいの効果が得られるか、ということである。防空能力を高めるためにイージス艦に替えて従来のミサイル護衛艦の増勢ではだめなのか。あるいは戦艦の追加購入で洋上防空能力は上がらないのか、といったことを厳しく問われた。国会審議で追及された際には、当然ながら世間一般が納得できる説明が求められる。

例えば、イージス艦は当時一隻千五百億円だとして、二隻購入すれば三千億円になる。F一五戦闘機は一機百億円だから、イージス艦二隻分の三千億円を費やせば三十機になる。そのF一五を配備して防空体制をとるとして、二か月くらい作戦を行えばどうなるか。F一五の作戦効率を一とすれば、イージス艦は一・二になる。これに加えて維持経費などを考えると、F一五の全経費を一と

した場合にイージス艦は〇・七で済むというような、事の性格上公表ができない性能に関わる秘密情報には触れない形でイージス艦導入の正当性を、主として費用対効果の相对比较結果で示すことにした。そこに我々の知恵があった。

こうしたことをよどみなく証明できるデータをまとめるために、延々と作業を行った。」

防衛装備関係では、事柄の性質上公表できないこともあるのは理解するが、これを前提としても、防衛省の国会及び国民に対する情報提供はあまりに不十分である。香田氏の紹介する手法は、防衛省の情報提供の手法のひとつとして興味深い。

一 防衛装備品の選定について、「費用対効果の相对比较」を数値化して行う手法（以下「当該手法」という。）が、過去実際に防衛庁の対大蔵省説明でとられていたというのは、事実か。

二 仮に過去当該手法がとられていたか確認できない、あるいは確認はできてもノウハウの詳細が伝わっていないのであれば、当時を知る香田氏に確認する意図はあるか。

なお、当該手法については、本年六月八日参議院財政金融委員会外交防衛委員会連合審査会で高良鉄美議員が質問されているが、当該手法の眼目である数値化について触れられていない答弁となっている。質問の趣旨が政府によく理解されていないのかといった点もあろうが、本質問では香田氏の議論を長く引用したので、当該手法についてよく理解し、特に当該手法においては数値化が眼目であることを踏まえた上、答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質二二第四三号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出防衛装備品の選定に関する費用対効果の相对比较に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出防衛装備品の選定に関する費用対効果の相对比较に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「費用対効果の相对比较」を数値化して行う手法の「詳細が必ずしも明らかではないが、防衛庁(当時)及び防衛省においては、予算編成過程において、大蔵省(当時)及び財務省に対して、必要に応じて、自衛隊の任務を達成するために必要な装備品に係る経費を、同様の効果が期待される代替品に係る経費と比較するなど、費用対効果の観点も含めた説明をしてきているところである。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四四号

攻撃用ドローンの導入の遅れの原因に関する質問主意書

提出者 原口 一博

攻撃用ドローンの導入の遅れの原因に関する質問主意書

攻撃用ドローンは、二十一世紀始めには実戦投入され、その後、先進国のみならず発展途上国の

軍隊や非政府の武装組織にまで広く普及し、実戦でも数多く使われてきた。しかしながら、我が国は偵察用ドローンを導入したものの、攻撃用ドローンの導入は大きく遅れた。令和四年度予算において小型の攻撃用ドローンの導入の検討のための経費三千万円が計上され、新たな戦略三文書において無人アセット防衛能力が防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力に位置づけられたことは承知しているが、単に導入が決まったことをもってよしとするのではなく、攻撃用ドローンのような必要な装備品の導入がなぜここまで遅れたのか、失敗を認めた上でその原因を分析しないと、将来同じような失敗を繰り返すこととなる。

一 政府は、攻撃用ドローンの導入をもっと早期に行うべきであったと認めるか。
二 攻撃用ドローンの導入が遅れた原因を分析したか。分析したのであればその分析結果を明らかにされたか。
三 慶応大学SFCの部谷直亮氏は、二十二年二月八日公開の「自衛隊はいい加減に「ドローン」を導入せよ」と題する記事において、「この期に及んで、多くの自衛隊高官が人力による伝統的戦力に固執している状況なのである。ある幹部がドローンの早期導入を訴え、幾度も職責にのっとった報告書を出したものの、旧弊を重視する高級幹部に理解されず、民間に去ってしまった事例もあるほどだ」と述べている。

「ある幹部がドローンの早期導入を訴え、幾度も職責にのっとった報告書を出したものの、・・・高級幹部に理解されず、民間に去つ

てしまった」というのは事実か。

四 令和三年度以前に、攻撃用ドローンの導入を上申する自衛官はいなかったのか。なお、三の記事内容が事実であれば、当該記事に係る幹部以外の自衛官について答弁されたか。
右質問する。

内閣衆質二二第四四号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出攻撃用ドローンの導入の遅れの原因に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出攻撃用ドローンの導入の遅れの原因に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛省・自衛隊においては、御指摘の「攻撃用ドローン」について、従前より、技術動向や各国の運用状況等を踏まえつつ、我が国の防衛力の強化に資することを確認した上で、適時適切に導入について検討を進めてきていると考えている。

三について

お尋ねについては、個別の報道の内容に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「上申」の具体的に意味するところが

必ずしも明らかではないが、「攻撃用ドローン」については、防衛省・自衛隊において、令和三年度以前よりその導入について検討を進めてきている。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四五号

西九州新幹線等に関する質問主意書

提出者 原口 一博

西九州新幹線等に関する質問主意書

令和四年九月に武雄温泉駅と長崎駅の間を結ぶ西九州新幹線が開業した。同線は、新幹線と在来線を直通し走行が可能であるフリーゲージトレインの開発を前提とした計画であったが、フリーゲージトレインの開発が頓挫したため、武雄温泉駅において新幹線と在来線の乗り換えが必要となる、利用者に不便を強いる形で運行が行われている。

一方、佐賀県の在来線のままである区間の新幹線整備の在り方については、現在も国と佐賀県の間で協議(幅広い協議)が続けられている。

このような状況を踏まえ、以下質問する。
一 現在、武雄温泉駅において乗り換えが必要である状況を招いた原因は、導入が予定されていたフリーゲージトレインの開発が頓挫してしまつたことにあると考えるが、開発を推進していた政府としては、このような状況を招いたことについての責任をどう考えるか。
二 政府は、幅広い協議で、佐賀県内の新鳥栖駅と武雄温泉駅についてフル規格での検討の方

向性を打ち出しているが、佐賀県は財政負担等を理由にフル規格に難色を示している。フリーゲージトレインの開発の頓挫によって生じた、乗り換えが必要である利便性の低い現状の解消を、フル規格での整備という自治体の財政負担を伴う方法で行おうとすることは、結果的に、フリーゲージトレインについて何らの責任を有していない自治体に、理由がない財政負担を押し付けることに他ならず、筋違いではないかと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 政府は、幅広い協議の中で、佐賀市北部を通る北回りルート、佐賀駅を通るアセスルート、佐賀空港を経由する南回りルートをそれぞれフル規格で整備した場合の比較・検証の結果を示している。この中で政府が示した概算建設費を、整備延長で除して得られるキロメートルあたりの建設費は、いずれのルートも百億円を超えており、非常に高額と考える。この概算建設費については、新幹線の類似の条件を参考にした値と聞いており、更なる精査により縮減できる可能性があると考え、政府の見解を伺いたい。

四 佐賀県は、西九州新幹線のルートを考えるに当たっては、長期的な未来を見据え、佐賀県だけではなく九州全体で、新幹線がどう活かされて地域が発展していくのかという検討が必要との立場であり、本年九月に山口佐賀県知事が、佐賀空港と連携する南回りルートについて「議論の余地がある」と述べたのはこのような認識に基づくものと理解している。

一方、三で言及したように、政府は幅広い協

議において、南回りルートを含む三案の検討結果を示しているが、それはコストや技術的な話が中心で、そのような観点の比較では、南回りルートはアセスルートに劣後するとの結果となった。

しかし、九州全体の将来的な発展という観点で考えた場合、空港と連携可能な南回りルートは一定の合理性を有すると考えられ、政府においても、九州全体の発展という観点で南回りルートについて再度熟考すべきと考えるが、見解を伺いたい。

五 西九州新幹線について考えるに当たっては、四で述べたように九州地域全体の発展を考える必要があるとの認識であるが、三の三案の比較・検証において、空港が関係する南回りルートの検証に当たっては、鉄道と航空で行政の所管が別になっていることで、検証内容が高速鉄道に関する観点からのものに限定されてしまっている、航空等の他の分野を加味した広い観点からのものにならないことが心配される。

より広い観点からの検証のためには、長距離の旅客運送という共通項を持つ、高速鉄道と航空の行政を結びつける必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二二第四五号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出西九州新幹線等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出西九州新幹線等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「このような状況を招いたことについての責任」及び「フリーゲージトレインについて何らの責任を有していない自治体に、理由がない財政負担を押し付ける」との意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、国土交通省としては、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の必要性や重要性について佐賀県等の関係者の理解が得られるよう、様々な意見も踏まえながら、その整備の在り方について、引き続き、同県と議論を積み重ねてまいりたい。

三について

御指摘の「更なる精査の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、これまで、佐賀県との間で、御指摘の「幅広い協議」を行ってきたところ、令和三年十一月二十二日に開催された同協議の資料において、御指摘の「概算建設費」について、「今後の精査、関係者間の調整により、変更となる可能性がある」としているのとおりである。

四について

御指摘の「九州全体の発展という観点で南回りルートについて再度熟考すべき」との意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、国土交通省としては、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の必要性や重要性について佐賀県等の関係者の理解が得られるよう、様々な

意見も踏まえながら、その整備の在り方について、引き続き、同県と議論を積み重ねてまいりたい。

五について

前段のお尋ねについては、令和三年十一月二十二日に開催された御指摘の「幅広い協議」の資料において記載しているとおり、「観光振興」、「駅周辺不動産開発」、「地域間流動」等を「検証項目」とした上で、御指摘の「三案」について検証した結果をお示ししており、幅広い観点から議論を行っている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「高速鉄道と航空の行政を結びつける」との意味するところが必ずしも明らかではないが、新幹線以外の交通手段や、観光振興、まちづくり等の様々な観点から、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の整備の在り方について、引き続き、佐賀県と議論を積み重ねてまいりたい。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四六号

鉄道ネットワークの維持に関する質問主意書
提出者 原口 一博

鉄道ネットワークの維持に関する質問主意書

我が国の鉄道ネットワークは、新幹線開業に伴う並行在来線が県ごとに第三セクターに分割・譲渡され、また経営状況が芳しくない全国の地方鉄道路線は、廃線の危機に直面する等、このままでは、将来的にその機能を喪失してしまう可能性に直面している。

我が国は鉄道とともに発展してきた歴史があり、鉄道ネットワークの維持について、国はその責務があると考えます。

一方、岸田内閣総理大臣は十一月に閣議決定された経済対策の目的の一つとして「コストカット型経済からの転換」を挙げています。岸田内閣総理大臣が本日に「コストカット型経済からの転換」を考へるなら、鉄道ネットワークこそコストをかけてでも維持すべきものであり、また新たな賑わいの創出や防災の観点からも、在来線をしつかりと維持するための資源投入をいとわずに実施すべきと考へるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二二第四六号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出鉄道ネットワークの維持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出鉄道ネットワークの維持に関する質問に対する答弁書

鉄道は、全国的な交通ネットワークとして社会経済活動を支える重要な役割を担っているが、御指摘の「全国の地方鉄道路線」の現状を踏まえた対応については、令和五年三月十四日の衆議院本会議において、斉藤国土交通大臣が「一部のローカル鉄道においては、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化など、鉄道事業者の経営努力のみでは避けられない事情によ

り、輸送人員が大幅に減少し、大量輸送機関としての鉄道特性が十分に発揮できていない状況が見られます。(中略)今後、更なる人口減少も予測されている中で、地域や利用者にとって最適な形で地域公共交通の維持、確保を鉄道事業者の経営努力のみに委ねることは限界があり、まちづくりや観光振興に取り組む沿線自治体との官民連携を通じて再構築の取組が急務と考へております。・・・再構築の取組に最大限協力するよう鉄道事業者を適切に指導するとともに、再構築に取り組む自治体を予算面でもしつかり支援してまいります」と答弁しているところであり、令和五年当初予算において、地方公共団体が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十四条第八項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき、鉄道施設の整備等を行う場合に、社会資本整備総合交付金により、当該整備等に係る費用の一部を国が支援する制度を創設したところであり、同制度の下で適切な支援を行っているところである。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四七号

航空整備士・航空機操縦士の人材確保に関する質問主意書

提出者 原口 一博

航空整備士・航空機操縦士の人材確保に関する質問主意書

昨年十月の水際対策の緩和等により、急速に航空需要が回復している中、我が国の航空業界は慢性的な人手不足が深刻な状況となっており、喫緊

の課題に直面している。なかでも、エアライン等の航空整備士においては、求職者は年々大幅に減少しており、航空整備士を養成する航空専門学校にいたっては航空整備士を志願する入学者が著しく減少している。我が国の主要航空会社における航空整備士・航空機操縦士が二〇三〇年に大量に退職することが見込まれているが、この人材不足に歯止めが効かなければ、より一層、航空整備士・航空機操縦士が安定的に供給できなくなることは必至である。また、救急医療用ヘリコプターや消防防災ヘリコプター等のヘリコプターの操縦士や整備士においても二〇三〇年に大量に退職することが見込まれている。

我が国の今後の航空需要に適切に対応するためには、人材不足の危機的な状況が到来する前に、制度改正や省庁間の連携、産学官が連携する等、あらゆる手段により航空整備士・航空機操縦士の人材を確保することが焦眉の課題となっている。

このような状況を踏まえ、以下質問する。

一 エアライン等の航空整備士に占める航空専門学校出身者の割合は約七割にも上るため、航空整備士不足を解消するためには、専門学校への整備士志願の入学者を増やすことが一番の近道であると考えます。一方で航空専門学校では、学生生活は航空整備士の国家資格を取得するための学習、訓練に忙殺されているのが現状である。こうしたことも航空専門学校への入学を逡巡する要因と考えられる。

例えば、航空専門学校では、航空機整備のための実機を使用した基本的な知識・技術の習得に重点を置くこととし、現行の航空整備士の国

家試験の試験科目について、学科試験(機体、発動機、電子装備品、航空法規)と実地試験の一部(整備の基本技術(法規関連、基本技術Ⅱ)のみを受験して合格するとともに、応用力が利く人材の育成(DX、英語力、コミュニケーション能力、PBL(課題解決型学習)など)を行い、航空会社に就職した後、エアライン等では使用する航空機に応じた航空整備士の養成を行い型式・等級毎に国家資格を取得することとする、といった時代に合った役割分担の明確化を行うことが有用と考へる。こうした資格制度、養成制度、試験制度の抜本的な見直しが必要と考へるが、政府の見解を伺いたい。

二 航空整備士を養成する航空専門学校においては、その養成に必要な機体、設備・機器等の購入・維持管理等の経費が嵩むことから学費が三年間で約三百四十五万円にも上る。入学者の減少の要因の一つとして、学費が高額であることが考へられる。入学者を増やす方策として、給付型奨学金制度の創設等、国や業界団体における新たな支援策が必要と考へるが、政府の見解を伺いたい。

三 航空機操縦士(救急医療用ヘリコプター等のヘリコプターの操縦士を含む)の確保にあたっては、自衛隊を退職した優れた資質を持った操縦士を、より一層活用することが有効であると考へる。国土交通省では、平成二十一年から自衛隊にいた自衛隊操縦士の民間における活用(割愛)を平成二十六年三月より再開し、さらに、平成三十一年二月には、観光先進国の実現のため、操縦士資格試験の合理化にも取り組ん

ているが、自衛隊操縦士の航空会社への採用は極めて少数である。

そこで、国土交通省、防衛省及び航空会社により一層連携を強化し、自衛隊に在職中において民間における中型機や大型機の操縦士資格を取得することができるようになるなどにより、自衛隊を退職した操縦士が円滑に航空会社に再就職できるようにすべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

校においては、航空機の安全を確保する観点から、御指摘の「航空整備士」として航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行うに当たって必要とされる高度な知識及び能力を習得するための御指摘の「学習、訓練」が適切に行われているものと考えており、現時点において、御指摘の「資格制度、養成制度、試験制度の抜本的な見直し」が必要とは考えていない。

内閣衆質二二第四七号
令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出航空整備士・航空機操縦士の人材確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出航空整備士・航空機操縦士の人材確保に関する質問に対する答弁書

一について

政府において把握している限りにおいては、御指摘の「航空専門学校では、学生生活は航空整備士の国家資格を取得するための学習、訓練に忙殺されている」との事実について承知しておらず、御指摘のように「こうしたことも航空専門学校への入学を逡巡する要因」であるとは認識していない。また、御指摘の時代に合った役割分担の明確化の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「航空専門学校

お尋ねについては、今般、航空会社の協力を得て、御指摘の「航空整備士を養成する航空専門学校」の学生を対象とした無利子貸与型奨学金を創設することとし、令和六年度より開始することとしている。政府としては、引き続き、民間関係者と連携しながら、御指摘の「航空整備士」の養成及び確保に向けた取組を進めてまいりたい。

三について

御指摘の「自衛隊を退職した優れた資質を持った操縦士を、より一層活用すること」については、民間の航空機の操縦士を確保するための方策として、有効なものと考えている。政府としては、御指摘の「自衛隊を退職した操縦士」が御指摘の「民間における中型機や大型機の操縦士資格を取得する」際に、これらの資格に係る試験の一部を免除する等の取組を行っているところであり、引き続き、国土交通省及び防衛省で連携しながら、民間の航空機の操縦士の確保に取り組んでいくこととしている。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四八号

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書

提出者 原口 一博

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構（以下「機構」という）が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンであり、その資金使途は、申込者本人又はその親族が居住するための住宅に係る建設及び購入資金等に限定されており、投資用物件の取得資金には利用できないこととされている。

令和元年、機構は、フラット35において、投資用物件を自己居住用物件と偽り融資を受ける等の不適正利用の事実が百六十二件確認されたことを公表した。また、後述の弁護士及び被害者同盟によれば、不正な融資を受けた契約者の中には、不動産販売会社等から勧誘を受け、投資用不動産を購入するに当たり、「アルヒ株式会社」（以下「アルヒ」という）から融資を受けた者もいるとされている。また、アルヒのさまざまな審査体制や不動産販売会社等の勧誘も本件不正の要因であるにもかかわらず、契約者のみが機構から一括返済を求められている状況であるとされた。

このような状況を踏まえ、令和四年二月には、アルヒフラット35被害弁護士団及び被害者同盟が結成され、弁護士からは、「アルヒ株式会社や機構の審査に問題があるため、被害者に一方的に負担を強いるような一括請求や抵当権の実行等を直ちに停止する」、「アルヒ株式会社によるさまざまな審

査体制に対してしっかりと調査を行う」等を要求内容とする声明が発表されているところである。また、被害者同盟によれば、契約者への確認がないまま、アルヒの担当者が借入申込書に加筆している例があるとされた。

一方、アルヒは、令和元年八月、本件に関する報道を受け、「当社が主体となり、不正を行った事実は確認されていない」旨発表している。

一 本件の責任は、融資を受けた本人だけでなく、融資を審査したアルヒ、勧誘を行った不動産販売会社等、フラット35を提供する機構、またこれらを監督する立場にある国土交通省及び金融庁にもあり、特に、機構、国土交通省及び金融庁においては、公的機関として本件について適切な調査を行い、対策を講じる必要があると考える。政府は、令和元年以降、次に掲げる調査について、既に行っているのか。既に調査を行っているとしたら、調査結果の公表等は行われているのか。これまでに行っていないならば、その理由は何か。また、調査結果等に基づき、これまでにどのような指導等を行っているか。なお、機構の調査については、政府として把握されているところを回答されたい。

- 1 国土交通省から機構への調査
- 2 国土交通省からアルヒへの調査
- 3 機構からアルヒへの調査
- 4 金融庁から機構への調査
- 5 金融庁からアルヒへの調査

二 政府は、融資を受けた本人のみが一括返済を求められることについてどのような見解を持っているか。また、フラット35の適切な利用に向け、どのような取組を講じているのか。

右質問する。

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長の報告

内閣衆質二二第四八号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

一及び二の前提について

お尋ねについては、御指摘の「アルヒフラット35被害弁護団及び被害者同盟」の関係者から独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して訴訟が提起されているところ、御指摘の「調査」の実施の有無を含めてお答えすることは、現在係属中の訴訟に対して、不測の影響を与えるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二の後段について

お尋ねについては、御指摘の「フラット35の適切な利用」に向け、機構は、平成十五年のフラット35の制度創設以来、フラット35の申込入（以下「申込入」という。）が金融機関に対して提出する書類において、フラット35による借入金（以下「借入金」という。）の用途について、当該申込入が居住するための住宅の取得資金等として利用する旨を記載するよう金融機関に対して求めてきたものと承知している。また、機構は、申込入と金融機関との間で締結される金銭消費貸借契約に係る契約証書において、当該申込入が借入金を投資用物件の取得資金として不

正利用した場合には、当該契約に係る債権者が当該申込入に対して、当該借入金に係る残債務の一括返済を求めることができる旨を記載するよう金融機関に対して求めてきたものと承知している。さらに、平成三十年以降、機構は、借入金を投資用物件の取得資金として利用することができないことについて、機構のホームページや新聞広告において注意喚起を行うとともに、金融機関が申込入に対して適切に個別説明を行うことができるよう、金融機関向けのマニュアルを作成する等の取組を進めているものと承知している。政府としては、機構がこうした取組を通じて、フラット35の適切な利用を促すことが重要であると考えている。

令和五年十一月十五日提出
質問 第四九号

新型コロナウイルス感染症の予防接種に関する健康被害救済に関する質問主意書
提出者 原口 一博

新型コロナウイルス感染症の予防接種の効果が及び副反応による健康被害救済に関する質問主意書
新型コロナウイルス感染症の予防接種（以下「新型コロナワクチン接種」という。）については、本年九月二十日から令和五年秋開始接種が実施されている。令和五年秋開始接種については、主にオミクロン株（XBB. 一・五）対応一価ワクチンが使用され、本年十月二十六日の第五十二回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料一には、接種の目的について「重症化予防」と記載されている。また、新型コロナワクチン接種に係る

健康被害救済制度については、本年十月十日の武見厚生労働大臣の記者会見において、「新型コロナワクチンに係る予防接種法に基づく健康被害救済制度の累計認定件数は、令和五年十月六日時点で、四千六百五十件が認定となっております。他方、新型コロナワクチン以外の累計認定件数は令和三年末時点で、三千五百二十二件が認定となっております。」と発言している。

一 新型コロナワクチン接種は、我が国では接種費用は全額公費負担とされ、現在までに多い方は五回を超える接種を受けている。他国において、全額公費負担で五回を超える新型コロナワクチン接種を国民に受けることを可能としている国を政府は把握しているか。把握している場合には、その国名を示されたい。

二 厚生労働省の「新型コロナワクチンQ&A」には、「E.G. 五. 一系統とXBB. 一系統の違いはわずかであり、有効性が期待できると考えられます。」と記載されており、参考資料が付されている。この参考資料に付された論文の内容は、日本人にも当てはまると政府は考えているか。また、国内でオミクロン株（XBB. 一・五）対応一価ワクチンを日本人に接種した場合における重症化予防の効果を確認すべきと考えが、政府の見解を示されたい。

三 新型コロナワクチン接種には、主にRNAワクチンが用いられている。RNAワクチンを繰り返し接種した場合における安全性や有効性、特に十年後などの長期を経た場合における安全性や有効性について担保されているのか、政府の見解を示されたい。

四 新型コロナワクチン接種の健康被害救済制度について、申請が審査処理件数を上回り、審査に「滞留」が生じているとの指摘もある。武見厚生労働大臣は、本年十月十日の記者会見で「審査会の開催頻度を確実に増加」、「審査会を増設」、「四か所同時並行で審査が進んでいる」と発言しているが「滞留」は解消されたのか。現在、健康被害救済制度の申請から審査結果が申請者に伝達されるまでにどの程度の期間が必要とされているのか。また、一層の迅速化と申請者に対して審査状況を知らせる仕組みを整備すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質二二第四九号
令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチン接種の効果及び副反応による健康被害救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチン接種の効果及び副反応による健康被害救済に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、全ての国の状況を網羅的に把握しているわけではないが、例えば、米国、イスラエル、英国、カナダ、ドイツ及びフランスが、御指摘の「全額公費負担で五回を超える新型コロナワクチン接種を国民に受けることを可能としている国」と承知している。

二について

前段のお尋ねについては、「参考資料に付された論文の内容は、日本人にも当てはまる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国立感染症研究所が、我が国における御指摘の「オミクロン株(XBB. 1. 5)対応一価ワクチン」の接種に当たり、御指摘の「参考資料に付された論文の内容」を踏まえ、調査・分析し、令和五年九月七日に公表した「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の変異株 E.G. 五. 一系統について」において、「XBB. 1. 5系統対応一価ワクチンによる中和抗体は、E.G. 五. 一に對してもXBB. 1. 5と同程度に効果があることも確認されている」と評価されていることを踏まえると、政府としては、御指摘の「参考資料に付された論文」で示唆されている効果は、特定の人に対してのみ発揮されるものではないと認識している。

また、後段のお尋ねについては、同年六月二日の新型コロナウイルスの製造株に関する検討会において、「流行株の成分を含むワクチンは、流行株に対してより高い中和抗体価の上昇とともに、より強い記憶リンパ球の誘導をもたらし、重症化予防効果はもとより、発症予防効果への寄与も期待される」とされたことを踏まえ、御指摘の「オミクロン株(XBB. 1. 5)対応一価ワクチン」を使用した接種を実施しているところであり、同検討会で示唆された効果をより一層裏付けるために御指摘の「オミクロン株(XBB. 1. 5)対応一価ワクチン」を日本人に接種した場合における重症化予防の効果について、国内外の科学的知見の収

集に努めてまいりたい。

三について

御指摘の「RNAワクチンを繰り返し接種した場合における安全性や有効性」については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十四条の二の三第一項等の規定に基づいて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、承認等を申請した企業から提出される安全性及び有効性に関する臨床試験の結果等についての審査等が行われているところ、当該審査等の情報等に基づき、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会において、評価を行うこととしており、令和四年十月十九日の同部会において、過去の接種回数にかかわらず、前回の接種を終えた時点から三か月以上の間隔をおいての接種が可能と評価されている。

また、御指摘の「RNAワクチン」を使用した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という。)の安全性については、新型コロナウイルス予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナウイルス予防接種に使用するワクチンの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、新型コロナウイルス予防接種の開始以降、これらの制度により収集した情報等に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬

事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下「合同部会」という。)において、複数回の接種の安全性も含め、評価を行うこととしており、令和五年十月二十七日の合同部会において、現時点では新型コロナウイルス予防接種に使用するワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められず、引き続き国内外の情報収集しつつ、新型コロナウイルス予防接種を継続してよいと評価されている。政府としては、今後こうした評価の取組を継続していく中で、御指摘の「十年後などの長期を経た場合における安全性」についても継続的に評価を行ってまいりたい。また、御指摘の「十年後などの長期を経た場合における有効性」については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることが困難である。

四について

お尋ねの「滞留」は解消されたのかという意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス予防接種に係る予防接種法に基づく健康被害救済制度の審査状況については、令和五年十一月十三日時点で、国に進達された九千三百二十八件のうち五千八百三十六件の審査が終了し、未処理案件が三千四百九十二件となっており、また、審査の迅速化のための取組については、同年十月十日の記者会見において、武見厚生労働大臣が「厚生労働省においては、審査会の開催頻度を確実に増加させております。そして審査会を増設しております。従来の親委員会一つの下に、小委員会を作り、この三つの部会で更に審査するようになっておりますので、今、四か所同時並行で審査が進んでいる」とご理

解ください。事務局機能の強化も確実に図っております」と述べているとおりである。また、お尋ねの「健康被害救済制度の申請から審査結果が申請者に伝達されるまでにどの程度の期間が必要とされているのか」については、国に進達されるに当たっては、まず、申請を受け付ける市町村が設置している予防接種健康被害調査委員会において、審査に係る資料収集等の調査を行うこととされているところ、当該調査に要する期間は各市町村によって異なることから、一概にお答えすることは困難である。さらに、お尋ねの「申請者に対して審査状況を知らせる仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該制度の申請窓口である市町村を通じて厚生労働省に照会があった際には、御指摘の「審査会」で審査がされたか否か等について、同省から当該市町村を通じて申請者に回答を行っている。

令和五年十一月十五日提出
質問 第五〇号
国際保健規則改正とパンデミック条約に関する質問主意書

提出者 原口 一博
国際保健規則改正とパンデミック条約に関する質問主意書
世界保健機関(以下「WHO」という。)は、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした国際保健規則(以下「IHR」という。)を定めている。各国の新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、WHOの強化を含め、世界の

健康危機への対応能力の構築・強化に関し、WHOにおいて、WHO加盟国間で議論が行われた結果、現在のIHR(二〇〇五)を改正するための議論を行うとともに、パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書(WHOCA + WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response) (以下「パンデミック条約」という)の作成に向けた交渉が行われ、来年五月の第七十七回WHO総会での提出及び採択を目指して、同時並行で作業が進められている。WHOのIHR改正やパンデミック条約に関するウェブサイトにおいては、本年二月のIHRの改正内容に関する各国の意見を逐条的にまとめた修正案(以下「改正草案」という)と本年六月の第五回政府間交渉再開会議の資料としてパンデミック条約の事務局案(以下「事務局案」という)が示されたと理解している。 一 今般のIHR改正とパンデミック条約について、政府の見解を示されたい。 二 改正草案や事務局案に示された内容は、改正後のIHRやパンデミック条約の内容とほぼ変わらないものなのか、それとも今後の政府間協議等により大きく変更される可能性を含むものなのか、政府の見解を示されたい。 三 改正草案には、IHR第三条にあるIHRの実施に当たって「人間の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重」することを削除する旨の改正内容が含まれているように思われる。このような改正内容はIHRの実施に当たって人間の尊厳等を尊重しなくてもよいのかのように理解さ	れる可能性が生じるリスクがあるように思われるが、他の条項でIHRの実施について人間の尊厳等が尊重されるような規定が設けられるのか。IHRの実施に人間の尊厳等が尊重されないことなどあつてはならないと考えるが、この改正内容についての政府の見解を示されたい。 四 改正草案の内容がIHRの改正に反映された場合、WHO加盟国の主権を侵害するのでWHOから脱退すべきであるとの指摘がある。IHRの改正により、WHO加盟国の主権を侵害するような事態は生じうるのか、政府の見解を示されたい。 五 パンデミック条約には、ワクチン接種による健康被害を受けた方に対する救済を制限する条項が盛り込まれるとの指摘がある。パンデミック条約が発効した場合において、我が国で実施されている予防接種健康被害救済制度による健康被害を受けた方に対する救済が後退することなどあつてはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。 六 WHOの運営に要する費用について、製薬企業からの寄付等が大半を占めていることから、WHOの運営に当たっては製薬企業の意向を無視することができないとの指摘がある。WHOの財政状況について、民間からの寄付等が中心なのか、また、WHOの運営は製薬企業の意向に沿ったものとなっているのか、政府の見解を示されたい。 七 今般のIHR改正やパンデミック条約については、SNS等において様々な指摘があることを政府は把握しているか。誤った情報に国民が
二について 御指摘の国際保健規則の改正及び「パンデミック条約」の作成については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。	三について 御指摘の国際保健規則の改正については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。いづれにせよ、政府としては、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものであると考えている。 四について 御指摘の「WHO加盟国の主権を侵害するような事態」の意味するところが明らかではないが、いづれにせよ、御指摘の国際保健規則の改正については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。 五について 御指摘の「パンデミック条約」の作成については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。 六について お尋ねの「WHOの運営に要する費用」については、令和四年十二月末時点で、世界保健機関の収入における六割程度が加盟国による分担金及び拠出金により賄われていると承知している。 また、お尋ねの「WHOの運営は製薬企業の意向に沿ったものとなっているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同機関の運営は、加盟国の代表からなる同機関の執行理事会及び世界保健総会の決定に基づいて行われており、平成二十八年五月二十八日に開催された第六十九回世界保健総会において採択され
二について 御指摘の国際保健規則の改正及び「パンデミック条約」の作成については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。	三について 御指摘の国際保健規則の改正については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。いづれにせよ、政府としては、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものであると考えている。 四について 御指摘の「WHO加盟国の主権を侵害するような事態」の意味するところが明らかではないが、いづれにせよ、御指摘の国際保健規則の改正については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。 五について 御指摘の「パンデミック条約」の作成については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。 六について お尋ねの「WHOの運営に要する費用」については、令和四年十二月末時点で、世界保健機関の収入における六割程度が加盟国による分担金及び拠出金により賄われていると承知している。 また、お尋ねの「WHOの運営は製薬企業の意向に沿ったものとなっているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同機関の運営は、加盟国の代表からなる同機関の執行理事会及び世界保健総会の決定に基づいて行われており、平成二十八年五月二十八日に開催された第六十九回世界保健総会において採択され

た決議に基づき、民間の団体は同機関の意思決定プロセスに関与しないこととされている。
七について

御指摘の国際保健規則の改正及び「パンデミック条約」の作成については、様々な意見があると承知している。政府としては、御指摘の国際保健規則の改正及び「パンデミック条約」の作成に関する正確な情報について、外務省及び厚生労働省のホームページへの掲載等を通じて国民に対して適時に情報提供を行ってきており、引き続き、こうした取組を進めていく。

令和五年十一月十六日提出
質 問 第 五 一 号

国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問主意書

提出者 大石あきこ

国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問主意書

本年十一月十四日国務大臣などの給与(歳費)を決める「国家公務員特別職給与法」が衆議院本会議で可決された。

内容としては、総理大臣で年間四十六万円、閣僚で三十二万円の給与の増額が含まれており、国民からの厳しい批判を受けた。それらの批判に対応するために岸田首相は成立後に増額分を総理大臣らが自主返納すると表明した。

額の増加に焦点があつてはいるが、「決め方」にこそ大きな課題があることが、れいわ新選組の調査で浮かび上がってきた。主にれいわ新選組所属の地方議員との意見交換によるものである。

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長報告

例えば、地方自治体の多くは「特別職報酬等審議会」を設置して、首長や議員の給与(報酬)水準は市民や有識者による第三者機関の答申を経て条例提案を行う仕組みとなっている。

時に住民から厳しい批判はあるものの、公開と透明性のある審議会を実施している場合は最低限の信頼がもたらされている。
総務省も、「特別職報酬等審議会」を置くことは、特別職の報酬等の額の決定において、その一層の公正を期するため、当該区域の住民の意見をあらかじめ反映させることにある」との認識を当方に回答したうえで、「特別職の報酬等については、議会の十分な審議を経ることや情報公開等を通じて、住民の理解と納得が得られるものとするべきと考えます」と意義を評価している。

一方で内閣が給与法を提案する場合には「給与関係閣僚会議」が開催され、「人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与の取扱いについて協議」することとなっている。
「閣僚会議」とあるように構成員は「総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官」であり、内閣以外の委員はまったく存在しない。

この閣僚会議の決定を経て給与法が内閣官房によって策定されて国会に提案される。
このようにいわば身内での給与(歳費)を決める仕組みとなっている。

また、閣僚会議は制度運用上も大きな問題点を抱えている。上記のような「お手盛り」会議ですら令和四年度、五年度は開催していない。「持ち回り開催」として一切の意見交換なしにアップする案を決定している。持ち回り開催の場合には議事要旨すら存在しない。

一方で、奇妙なことにマイナス勧告の令和二年度、三年度は会議が開催されている。マイナスの時はお互い話し合い、アップの時は暗黙の了承を行うように見える。

これでは国民の信頼を得られないため、早急な改善が求められる。

具体的には、給与を決めるための第三者機関設置であり、早急に検討・実施することを求める。

一 大多数の地方自治体の事例を踏まえ、給与法の改定にあたり第三者機関を設置する考えはないか。第三者機関に答申や諮問を受けたのち、給与法を改定する仕組みとなる。政府の認識を問う。

二 第三者機関の権限などを決めるために「特別職給与等審議会(仮称)設置法」を検討するつもりはないか。

三 上記の第三者機関設置、設置に向けた法案の検討を過去に行ったことはあるか。

四 第三者機関設置までの運用として、閣僚会議の開催の義務化、開催通知やネット中継など国民に開かれた会議とする予定はないか。
右質問する。

内閣衆質二二二第五一号
令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員大石あきこ君提出国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大石あきこ君提出国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、特別職の国家公務員の給与に係る御指摘の「給与法の改定」に当たっては、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官を構成員とする給与関係閣僚会議において協議した上で閣議決定していることから、御指摘の「第三者機関」を「設置」することは考えておらず、また、確認した限りでは、これについて検討したことはないものと承知している。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、給与関係閣僚会議については、適宜の方式により開催し、協議してきたところであり、同会議の議事要旨は、令和五年十一月二十二日現在、令和元年度分から令和五年度分まで、持ち回り方式により開催した会議も含め、内閣官房のウェブサイトにおいて公表しており、現時点でこれらを変更することは考えていない。

令和五年十一月十六日提出
質問 第五二二号

航空分野の人材確保に関する質問主意書

提出者 原口 一博

航空分野の人材確保に関する質問主意書

昨年十月の水際対策の緩和等により、急速に航空需要が回復しているなか、我が国の航空業界において、グランドハンドリングや保安検査員の人手不足が深刻な状況となっており、喫緊の課題に直面している。新千歳空港、鹿児島空港などの空港では、グランドハンドリングの人手不足により受入体制が整わず国際線の増便を断念せざるを得ない状況や、東京国際空港、福岡空港などの空港では、保安検査員の人手不足による検査体制の縮小により保安検査場が著しく混雑し、需要回復に対応できていない事態が生じている。また、我が国の主要航空会社における航空機操縦士・航空整備士は五十代が多く、その年代が二〇三〇年に大量に退職することが見込まれている。航空需要が回復している現状を踏まえると、新たな航空機操縦士・航空整備士が安定的に供給されなければ、我が国において、旺盛な航空需要に対応できなくなるおそれがある。特に航空機操縦士の養成には、約十年もの期間を要することから、現時点において、喫緊の対策を講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、以下質問する。
一 グランドハンドリング、保安検査員の人手不足を招いた原因について、政府の見解を伺いたい。
二 グランドハンドリング、保安検査員の人手不足の解消には、抜本的な改革が必要であると考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 今後、我が国の労働人口が減少し、人手の確保が厳しくなることが見込まれるなか、航空機操縦士・航空整備士を着実に確保するには、早い時期から計画的に養成・確保していくべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。
四 航空機の操縦士養成は長期間の訓練を要するが、航空機操縦士の安定的な供給の手段として、訓練期間の短縮、訓練方法の見直し等、抜本的な改革が必要であると考え、政府の見解を伺いたい。

三 今後、我が国の労働人口が減少し、人手の確保が厳しくなることが見込まれるなか、航空機操縦士・航空整備士を着実に確保するには、早い時期から計画的に養成・確保していくべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

四 航空機の操縦士養成は長期間の訓練を要するが、航空機操縦士の安定的な供給の手段として、訓練期間の短縮、訓練方法の見直し等、抜本的な改革が必要であると考え、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二二第五二号
令和五年十一月二十八日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出航空分野の人材確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員原口一博君提出航空分野の人材確保に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「グランドハンドリング、保安検査員の人手不足を招いた原因」については、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空需要が激減したため、空港関係の事業者において、御指摘の「グランドハンドリング、保安検査員」について、採用の抑制や離職者の増加等を余儀なくされたことが考えられる。

二について
御指摘の「抜本的な改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「グランドハンドリング、保安検査員の人手不足の解消」に向けて取り組むことは重要であると考えているところ、国土交通省に設置した、学識経験者、空港関係の事業者団体等から構成される「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」が令和五年六月九日に取りまとめた「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」において、例えば、御指摘の「グランドハンドリング、保安検査員」の処遇改善に向けた取組を行うことが必要とされており、政府としては、当該ビジョンを踏まえて、引き続き、地方公共団体や民間関係者と連携しながら適切に対応してまいりたい。

三について
御指摘の「早い時期から計画的に養成・確保していくべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、操縦士及び整備士の養成及び確保については、政府としては、操縦士及び整備士が、御指摘のように「二〇三〇年に大量に退職することが見込まれている」ことを受けて、交通政策審議会航空分科会基本政策部会技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会が平成二十六年七月に取りまとめた「交通政策審議会航空分科会基本政策部会 技術・安全部会 乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」等に基づき、短期的には即戦力となる操縦士及び整備士の確保、中長期的には若手操縦士及び若手整備士の供給拡大を図るために必要な対策を既にを行っているところである。

四について
御指摘の「抜本的な改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、現在、操縦士の訓練期間の短縮を目的として、操縦士の訓練方法について海外事例を調査しているところであり、操縦士の養成及び確保に向けて一層の取組を推進してまいりたい。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小川淳也君提出離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出外務省と米国防務省による中国危険情報への乖離に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員徳永久志君提出イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関する質問に対する答弁書

令和五年十一月十七日提出
質問 第五二三号
離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問主意書
提出者 小川 淳也
「航路」は、離島の住民の皆さんが日常生活や社会生活を営む上で、重要な役割を果たしている。

離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問主意書
提出者 小川 淳也
「航路」は、離島の住民の皆さんが日常生活や社会生活を営む上で、重要な役割を果たしている。

離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問主意書
提出者 小川 淳也
「航路」は、離島の住民の皆さんが日常生活や社会生活を営む上で、重要な役割を果たしている。

例えば、瀬戸内海の小豆島では、基幹「航路」の一つが休止して、二年以上が経過し、この十二月には、もう一つの「航路」の休止が予定されている。

「指定区間」でありながら、小豆島の事例のように、休止が二年以上になり、いまだに再開の目途が立たないのでは、「指定区間制度が、その本来の役割を果たせていない」と考える。

「国土交通省」は、従前の「運輸省」の「交通政策」の限界を克服し、「建設省」と統合することで、「航路を含む社会資本の総合的な整備や総合的な交通政策を行うために設置」された。

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長の報告

また、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定などを規定するいわゆる「地域公共交通活性化再生法」が制定されている。

さらに、事業者による公正かつ自由な競争を確保することを目的とするいわゆる「独占禁止法」は、交通事業にも適用される。「事業者間の公正かつ自由な競争を確保する独占禁止法の適切な運用」が求められている。「独占禁止法は、住民に必要な航路を確保する上で、一定の役割を果たしている」ことを忘れてはならない。

「交通政策と独占禁止法の関係の整合性が十分にとれていない」のではないか。「国土交通省と公正取引委員会は、独占禁止法第十条をはじめ同法と海上運送法の関係を整理し、海上運送法と独占禁止法の適切な適用を行うことが求められている」のではないか。

報告

その一つは、「交通政策基本法」が規定するように、「国土交通省が中心になって、国、地方公共団体、事業者、住民などの関係者が連携と協働し、協議を促進すること、住民生活に必要な航路を確保することである。

「海の交通政策は、この大きな流れに沿って、住民生活に必要な航路を確保するために、指定区間制度などの在り方を検証し、時代に即した、その在り方を再検討し、再構築する必要がある」と考える。

「関係者が、連携と協働し、協議を促進することにより、航路の早期再開を実現できれば、今後、全国で予想される解決困難な事例のモデルになる」と考えるからである。

なお「草壁航路」については、「独占禁止法の
みならず、海上運送法、交通政策基本法、
公共交通活性化再生法などの関係法律を適切に解釈
運用することで、再開の可能性がある」と考える
立場から、「関係法律の解釈運用の在り方と、国
土交通省を中心に、国などがとるべきこれからの
対応」について、国の見解を問う。

香川県高松市の高松港と香川県小豆島町の草壁港を結ぶ「航路」（以下「草壁航路」と言う。）は、「海上運送法」第二条第十一項に基づき、「国土交通大臣が、香川県知事の意見を聴いて、住民が日常生活や社会生活を営むために必要な区間として指定している航路つまり指定区間」である。

「草壁航路」を營業する内海フェリー株式会社（以下「内海フェリー」と言う。）が経営破綻したため、草壁航路と隣接する、高松港と小豆島町の池田港を結ぶ「航路（以下「池田航路」と言う。「池田航路」も「指定区間」である。）を營業する国際兩備フェリー株式会社（以下「国際兩備フェリー」と言う。）が、内海フェリーの株式の譲渡を受けた。

内海フェリーは、「草壁航路」を休止し、国際兩備フェリーは、「海上運送法」に基づき「国土交通大臣」の許可を受け、「池田航路」の増便を行い、現在に至っている。

「指定区間」である「草壁航路」の再開を願う住民は、署名活動を行うなど、関係方面に「草壁航路」の早期再開を強く要請してきている。

「草壁航路」の早期再開を求める署名は、「草壁航路」の発着港である小豆島町の旧内海町地区の有権者の過半数を超える。大多数の住民が「草壁航路」の再開を望んでいることがわかる。

また、住民の有志らは、内海フェリーと国際両備フェリーの企業結合が、「独占禁止法」第十条が禁止する「市場の競争を実質的に制限する企業結合」にあたることを考え、「独占禁止法」第四十五条に基づき、「公正取引委員会」に対して、必要な措置を講じるよう求める「報告」を、令和四年十一月二十六日付けで行った。

住民の有志らの「報告」に対し、令和五年六月三十日付けで「公正取引委員会」から、「これまでの情報では、独占禁止法上の問題とすることは困難であり、措置はとりませんでした」との「通知」があった。

また、本年十二月から、小豆島大港と岡山県日生港を結ぶ「航路」の休止が予定されている。この「航路」もまた、「国土交通大臣」が指定した「指定区間」である。

一 「独占禁止法」第四十五条の「報告」制度への「公正取引委員会」の対応には、問題があり、「報告」制度のより積極的な活用が必要である。

「独占禁止法」第四十五条に基づき、「草壁航路」について「公正取引委員会」の措置を求める「報告」にあたり、住民の有志らは、「独占禁止法」を専門とする弁護士の詳細な意見書、また、「草壁航路」の再開を望む住民の行動の記録、事業者の説明、事業者と住民のやりとりな

どを記した詳細な報告書などを添付していた。

また、弁護士の意見書は、市場の範囲のとり方、実質的な競争制限にあたる行為の考え方などについて、詳細な法的検討をしたものであり、説得力のある意見書であったにもかかわらず、「公正取引委員会」は、弁護士・住民らの指摘事項について、具体的な理由を何ら示すことなく、「これまでの情報では、独占禁止法上の問題とすることが困難である」とのみ記した見解を「通知」で示した。

このように、詳細な「報告」に対し、結論のみを記した簡易な「通知」を「公正取引委員会」として行うだけでは、「報告」を行った住民らの理解を得ることができないばかりでなく、「独占禁止法」第四十五条の報告制度は、形骸化し、意味をなさないと考える。

これでは、「公正取引委員会」への国民の信頼が損なわれることを懸念する。「独占禁止法」第四十五条による「報告」に対しての運用の実態は、どのようなものであるか。「独占禁止法」第四十五条の運用は、どうであるべきと考えているのか。独占禁止法第四十五条の運用を、どのように行うことが、独占禁止法の目的である競争政策の徹底に活かすことになると公正取引委員会は考えているのか。

「独占禁止法」第四十五条による「報告」に対する運用の状況を問う。また、「独占禁止法」第四十五条の運用に対する上記の意見に対する公正取引委員会の見解を問う。

二 本件について、「報告」に示された弁護士意見書の見解や住民の有志等の指摘事項では、「独占禁止法」の問題とすることが困難」と、「公正取

引委員会」として判断した具体的な理由を明らかにされた。

三 詳細な法的な論点、事実関係が示された「独占禁止法」第四十五条に基づく、住民らの「報告」に対しては、「公正取引委員会」として、「独占禁止法」の問題がないか、その「報告」のみで判断することが困難であれば、「公正取引委員会」として、公正取引委員会が設置されている趣旨に則り、必要な調査を行うべき」と考える。

今回の事例では、このような「調査」は行われたのか。「調査」が行われなかったとしたら、その理由は何か。「調査」を行うことで、「独占禁止法」上の問題とすべき事実が明らかになるのではないか。必要な調査を行い、新たな事実などが判明すれば、独占禁止法上の問題がある」と判断できる」と考える。「公正取引委員会」の見解を問う。

四 「独占禁止法」が禁止する企業結合については、事前審査を、「公正取引委員会」が行うことが基本であると承知している。本件のような企業結合後の「独占禁止法」違反の認定、適用の例は、稀であると考え。

本件のように、企業結合後にも、「独占禁止法」第十条の企業結合禁止の適用はあり得ると考えなければ、法律の趣旨が形骸化する。企業結合後であっても、同法同条は、適用されると考える。「公正取引委員会」の見解を問う。

五 「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」と考えられる事例について、「公正取引委員会」が何の措置も採らないのであれば、結果的に、今後、「独占禁止法」違反を奨励することにつながる」と懸念する。

また、「公正取引委員会」の存在意義にも関わり、「独占禁止法」の趣旨である競争政策の徹底がなされなくなる」おそれもある。

現に今回の内海フェリー及び国際両備フェリーの企業結合事例は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」と考えられるにもかかわらず、公正取引委員会が何の措置も採らない事例に該当すると考えるが、「公正取引委員会」の見解を問う。

六 「独占禁止法」の適用に当たっての「国の関係者間の連携・調整が不十分」である。

「草壁航路」の事例が問題とされた時期は、国が、地方バス事業などについて、「独占禁止法」第十条の適用をしない旨を定める特別の法律の国会提出に向けて検討していた時期と重なる。

したがって、「航路事業」について、独占禁止法第十条が適用されることは明らかであり、「国土交通省」は、そのことを当然知っていた、あるいは、知り得る立場であったにもかかわらず、「国土交通大臣」は、「海上運送法」に基づき、「池田航路」増便許可等を行う際、「独占禁止法」第十条違反の可能性について、公正取引委員会の意見を聴くなど、必要な対応をせず、また、関係の事業者、地方公共団体に対して、そのような法的な論点があることを指摘しなかったのはなぜか。その理由及び事実関係を明らかにされたい。

七 バス事業について、「独占禁止法」第十条を適用しない法律を、特別に制定したにもかかわらず、「航路事業」については、その法律の対象とせず、独占禁止法の適用除外にしていないのはなぜか。国の見解を問う。

「独占禁止法と交通政策との関係について、国の関係者間の連携・調整が不十分ではないか。そのことが、本件の反省点の一つとして考えられる。今後「関係機関間の連携・調整」をどうするのか。国の見解を問う。

八 「交通政策基本法」に基づき、「国土交通省が中心になって、関係者が連携と協働し、関係者の協議を促進し、航路再開に当たっての課題と問題点の整理が必要」である。

草壁航路について、「高松港発着時間枠などが確保できるなら、草壁航路への進出を考えてもよい」とする事業者が存在すると承知している。「草壁航路」についての「独占禁止法」第四十五条に基づく「公正取引委員会」への住民有志らの「報告」は、「関係機関が、関係法律に基づき、その趣旨に沿って、積極的に対処してくれない」ので、やむを得ず、行われたものである。

「交通政策基本法」は、「国民生活に必要な交通を確保するため、「国、地方公共団体、事業者、住民などのそれぞれの責務を規定」し、同法第二十七条は、「国は、交通の確保のために、関係者と連携と協働し、協議を促進する」旨規定している。

「交通政策基本法」に基づく、「関係者の連携と協働による協議の場」を設けることを、住民らは、何度も、関係方面に提案したが、現時点まで実現できていない。この「協議の場」ができれば、事業者の意見、住民の意見を聴くこともでき、本件の解決に資することができると考へる。

「交通政策基本法」第二十七条の規定に基づき、「国土交通省が中心になって、関係者が連携と協働し、協議を促進し、草壁航路再開を行う上での問題点と課題を整理し、本件の解決を目指すべきである」と考える。国の見解を問う。

九 「海上運送法」に基づく「指定区間制度は、制度の趣旨と運用の間に乖離がある。「指定区間制度の問題点と課題を検証し、その在り方を再検討、再構築することが必要」である。

「海上運送法」に基づく「指定区間」である草壁航路が、長期間にわたり、休止のままであることは、指定区間制度の趣旨に反する」と考える。また、本年十二月から、小豆島大瀬港と岡山県日生港を結ぶ「航路」が休止する。当該航路も「指定区間」である。

これまで、このように長期にわたり、「指定区間」の休止が続いた例があったのかどうか。「指定区間」は、住民生活に必要な航路であるとして、国土交通大臣と関係都道府県知事が指定しているのだから、指定区間の航路の早期再開を図ることは、国土交通大臣の法的な責務」と理解する。「どうすることで指定区間の航路の早期再開が可能になると考えているのか」、国の見解を問う。

十 「海上運送法」の「指定区間」制度は、「事業者間の競争を強化することにより国民経済と社会の向上を目指す小湊内閣の規制改革」の一環で法制化された」と承知する。しかし、「海上運送法」の規定は、条文の内容から、「指定区間を社会資本として位置づけたもの」と理解する。「海上運送法の指定区間制度は、そもそも、どのようなことをきつかけに、何を目的として、導入されたものか」、国の見解を問う。

十一 「指定区間」制度導入後も、その実際の解釈運用は、「草壁航路」休止への対応でわかるように、「指定区間の解釈運用は、従前どおりに、事業者の競争を制限する既存事業者保護の視点で行なわれている」と懸念する。

「指定区間」制度は、この制度の導入に伴い廃止された「需給調整規制」とは、どのような点が異なるのか、明らかにされたい。

今後、「増加が予想される指定区間の休廃止、縮小、再編の増加に適切に対応し、住民生活に必要な航路を確保するため、指定区間制度の在り方について検証し、再検討、再構築を行うことが必要」と考える。国の見解を問う。

十二 本件への取組みをきつかけにして、「海の交通政策全般の在り方について、検証し、再検討、再構築することが必要」である。

以上のように、草壁航路の休止問題が、今も混乱していて解決できないでいるのは、「折角の関係法律の趣旨が関係者に十分に理解されず、活用されていない」ことに、その理由の一つがある。

国においては、「国土交通省」設置後、先駆的な「交通政策基本法」「地域公共交通活性化再生法」などの「関係法律」を整備し、「国土交通省が中心になって、国、地方公共団体、事業者、住民など、関係者が連携と協働し、協議を促進することなどで、必要な交通を確保し、問題の解決につながる道筋を示している」のだから、本

件について、その趣旨に沿って、「関係法律を活用し、問題解決につながるモデルケースとする」ことを強く望む。

あわせて、人口減少などにより、「今後、住民生活に必要な航路の確保が、ますます困難になる」ことが想定される。

「新たな助成制度」の創設を含む新たな法的制度の導入の検討も必要と考える。「離島振興法」などによる現行の離島航路への助成は、「各離島一航路」に限られており、小豆島のように島の多地域とつながる複数の航路のある離島への対応に限界がある。「航路への助成制度の充実強化も、住民生活に必要な航路を確保するために必要になる」と考える。

国におかれては、「海の交通政策の関係法律のすべてを含めて、海の交通政策全般の在り方について、検証し、再検討、再構築すること、住民生活に必要な航路を確保すること」を強く望むとともに、これらの政策全般の在り方についての国の見解を問う。

内閣衆質二二二第五三号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理 松野 博一

国 務 大 臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員小川淳也君提出離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川淳也君提出離島の「住民生活に必要な航路」を確保するための「海の交通政策」の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「独占禁止法」第四十五条による「報告」に対しての運用の実態「及び」独占禁止法「第四十五条による「報告」に対する運用の状況」については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき行われた報告の件数は、令和四年度は二千九百九十一件である。当該報告に係る事件についての公正取引委員会による調査の状況については、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、これを明らかにすることは差し控えることとしている。

お尋ねの「独占禁止法」第四十五条の運用は、どうであるべきと考えているのか。独占禁止法第四十五条の運用を、どのように行うことが、独占禁止法の目的である競争政策の徹底に活かすことになるかと公正取引委員会は考えているのか「及び」独占禁止法「第四十五条の運用に対する上記の意見に対する公正取引委員会の見解を問う」については、同条第三項においては、同条第一項の規定による報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、その旨を当該報告をした者に通知しなければならないこととされてお

り、同委員会としては、同条第三項の規定に基づき、適切に対応している。

二について

お尋ねについては、令和四年十一月二十九日、香川県小豆郡小豆島町の住民等から公正取引委員会に対し、独占禁止法第四十五条第一項の規定に基づき、御指摘の「国際両備フェリー株式会社」による御指摘の「内海フェリー株式会社」の株式の取得（以下「本件株式取得」という。）が独占禁止法第十条第一項の規定に違反する旨の報告があったため、同委員会においては、独占禁止法第四十五条第二項の規定に基づき、本件株式取得についての調査を行い、本件株式取得後における当該二社の市場シェア、順位等を加味して、市場における競争の状況を総合的に勘案した結果、本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められなかったことから、独占禁止法上の問題とするのは困難であると判断したものである。

三について

お尋ねについては、公正取引委員会においては、独占禁止法第四十五条第二項の規定に基づき、本件株式取得についての調査を行ったが、二について述べたとおり、御指摘のような「独占禁止法上の問題とすべき事実」は認められなかったものである。

四について

お尋ねについては、御指摘の「企業結合」が既に行われた場合についても、独占禁止法第十条第一項の規定の適用対象となる。

五について

公正取引委員会としては、本件株式取得については、二について述べたとおり判断しております。御指摘のような「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」と考えられるにもかかわらず、公正取引委員会が何の措置も採らない事例」には該当しないと考えている。

六について

お尋ねについては、御指摘の「国際両備フェリー株式会社」が、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下「法」という。）第十一条の二第二項の規定に基づき行った船舶運航計画（法第三条第三項に規定する船舶運航計画をいう。以下同じ。）の変更の認可の申請に対して、国土交通省は、法第十一条の二第三項において準用する法第四条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、当該基準に適合すると判断したため、法第十一条の二第二項の規定に基づき当該船舶運航計画の変更の認可を行ったものであり、御指摘の「独占禁止法第十条違反の可能性について、公正取引委員会の意見を聴く」等の対応は行っていない。

七について

前段のお尋ねについては、令和二年四月十五日の衆議院内閣委員会において、栗田内閣官房日本経済再生総合事務局私的独占禁止法特例法案準備室長代理（当時）が「独占禁止法という公正な競争を担保する重要な法律に例外を設けるものでございますことから、法案の対象となります業種については限定的にすべきであるとい

うふうに考えております。このような観点から、地域基盤を支えるさまざまな業種について検討させていただきましてけれども、一定の地理的範囲内で事業活動を行い、地域経済や一般消費者である住民の生活を下支える基盤的なサービスを提供しており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ、主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視、監督できるといふ基準に照らしまして対象を考えた結果、現時点において銀行業、乗り合いバス事業が考えられるということ、これ以外の業種について対象とすることは現時点において想定はしてございません」と答弁していることとあります。

また、後段のお尋ねについては、例えば、法第二十九条の三第一項においては、「国土交通大臣は、第三十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ」とされているところ、これまでも当該規定にのっとって適切に協議を行う等しており、「独占禁止法と交通政策との関係について、国の関係者間の連携・調整が不十分」との御指摘は当たらないと考えている。御指摘の「関係機関間の連携・調整」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、今後とも、御指摘の「交通政策」を実施するに当たって、関係法令に基づき、公正取引委員会と協議等を行ってまいりたい。

八について

お尋ねについては、国土交通省としては、交通政策基本法平成二十五年法律第九十二号の

基本理念にのっとり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項の規定に基づき、香川県小豆郡土庄町及び小豆島町が地域公共交通計画(同項に規定する地域公共交通計画をいう。)を作成する際に、同法第六条第一項の規定に基づき組織された協議会において、両町に対して、地域旅客運送サービス(同法第一条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。)の持続可能な提供の確保に関する助言を行ったところである。同省としては、引き続き、両町等と相互に連携を図りつつ、両町における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けて、必要な対応を行ってまいりたい。

九について
お尋ねの「これまで、このように長期にわたる「指定区間」の休止が続いた例があったのかどうか」については、御指摘の「指定区間」の休止とは、指定区間(法第二十一条に規定する指定区間をいう。以下同じ。)に係る一般旅客定期航路事業(同法第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。)の休止を指すものと考えられるが、指定区間に係る一般旅客定期航路事業を営む者が、法第十五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣に当該一般旅客定期航路事業を休止する旨の届出をして、御指摘の「二年以上」にわたり、当該一般旅客定期航路事業を休止している例はある。

また、お尋ねの「どうすることで指定区間の航路の早期再開が可能になると考えているのか」については、御指摘の「法的な責務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、指定区間に係る一般旅客定期航路事業を休止している事業者が当該一般旅客定期航路事業の早期再開についての判断をすること等が重要であるとされており、それを踏まえ、当該事業者以外の事業者を含む関係事業者等が、御指摘の「指定区間の航路の早期再開」に向けた必要な取組を進めていくことが重要であると考えている。

十について
お尋ねについては、平成十二年十月一日に施行された海上運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十一号)において、一般旅客定期航路事業について、十一で御指摘の「需給調整規制」の廃止を通じた規制緩和を行うことにより、事業者間の競争を促進するとともに、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供並びに事業の効率化及び活性化を図ることとしたところ、当該「需給調整規制」の廃止の後、離島等の地域住民の生活に必要な航路における輸送サービスを引き続き確保していくことを目的として、御指摘の「指定区間」制度を創設したものである。

十一について
前段のお尋ねについて、御指摘の「需給調整規制」は、一般旅客定期航路事業の開始によって航路に係る全供給輸送力が全輸送需要に對し著しく供給過剰にならないことを目的とした制度であった一方、御指摘の「指定区間」制度は、御指摘の「需給調整規制」が廃止された後も、離島等の地域住民の生活に必要な航路における輸送サービスを引き続き確保していくことを目的としたものであることから、御指

摘の「需給調整規制」と、御指摘の「指定区間」制度とは、制度の趣旨や目的が異なっている。

また、後段のお尋ねについて、国土交通省としては、指定区間に係る一般旅客定期航路事業については、法第四条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、当該基準に適合すると判断した場合は、一般旅客定期航路事業の許可を行っているものであり、「事業者の競争を制限する既存事業者保護の観点で行なわれている」との御指摘は当たらず、御指摘の「増加が予想される指定区間の休止、縮小、再編の増加に適切に対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において、御指摘の「指定区間制度の在り方について検証し、再検討、再構築を行うことが必要」とは考えていない。

十二について
お尋ねについては、現時点において、御指摘のように「海の交通政策の関係法律のすべてを含めて、海の交通政策全般の在り方について、検証し、再検討、再構築すること」は考えていないが、交通政策基本法第十二条においては、「国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする」とされており、国土交通省としては、引き続き、地方公共団体等と相互に連携を図りつつ、船舶を含む輸送手段の安定的な確保に向けて、必要な対応を行ってまいりたい。

令和五年十一月二十日提出
質問 第五四号
外務省と米国防務省による中国危険情報の乖離に関する質問主意書
提出者 松原 仁

外務省と米国防務省による中国危険情報の乖離に関する質問主意書

外務省海外安全ホームページに掲載されている中華人民共和国(中国)の危険情報は、アメリカ合衆国(米国)国防務省旅行アドバイザリーのそれと比較すると、著しく低い評価となっている。

米国防務省は、中国本土について、「レベル三」渡航を再考せよとし、「出国禁止措置や不当な拘束の危険を含む、現地の法律の恣意的運用があるため、渡航を再考するように」としている。

その上で要約として、「国防務省は、中国国内で、中国政府による米国民への不当な拘束の危険が存在すると認定する」としたほか、中国政府が、中国国民に有利なように民事紛争を解決する目的で、外国政府との交渉で優位に立つ等の目的で、過去に出国禁止措置を利用したと解説している。

一方、外務省は、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区を除く中国について、危険レベルを設定していない。

そこで質問する。

一 米国防務省は、中国本土で、米国民への不当な拘束の危険が存在すると認定しているが、政府は、中国で、日本国民への不当な拘束の危険は存在すると考えるか。

二 米国防務省は、中国政府が、不当な目的で出国禁止措置を利用したとするが、政府は、中国

政府が邦人に対して、不当な出国禁止措置を課すおそれがあると考えるか。

三 政府は、中国本土への渡航に関する米国国務省の旅行アドバイザリーは、危険度を実態よりも高く評価していると考えるか。

四 政府は、日米両政府で中国危険情報の評価が著しく異なるのは、いかなる理由によるものと考えるか。

内閣衆質二二第五四号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理 松野 博一
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出外務省と米国国務省による中国危険情報の乖離に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出外務省と米国国務省による中国危険情報の乖離に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「不当な拘束」及び「不当な出国禁止措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、米国国務省の見解を前提としたもの又は同国政府の見解について問うものであるため、政府としてお答えする立場にない。

いずれにせよ、中国を含む海外に渡航・滞在する邦人の保護は、政府の最も重要な責務の一つであり、政府としては、これまで、適時適切

な情報発信、注意喚起等を行うことを通じ、海外に渡航・滞在する邦人の安全確保に努めているところである。例えば、御指摘の「外務省海外安全ホームページ」の「危険情報」において、「中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、裁判で有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあります。」といった記載をすることなどを通じ、同国に渡航・滞在する邦人に対して注意喚起を行っているところである。

令和五年十一月二十日提出
質問 第五五号

子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適用に関する質問主意書

提出者 松原 仁

子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適用に関する質問主意書

HPV(ヒトパピローマウイルス)は、女性の子宮頸がんの原因であり、男性にとっても性感染症やがんを引き起こす。厚生労働省の審議会で令和四年八月からHPVワクチンの男性の定期接種化についての議論が始まっている。

令和五年八月一日より、東京都中野区は、HPVに感染した男性との性交渉による女性への感染及び子宮頸がんの発症を防ぎ、男性の性感染症を防止し、接種を希望する保護者の経済的負担を軽減するため、任意予防接種の費用助成を開始し

た。この中野区の事業では、小学六年生から高校一年生相当の男子を対象とし、全額助成を行うものである。ただ、男子HPVワクチン予防接種は任意の予防接種なので、接種するかしないかは、接種対象者の希望と医師の判断によるものである。

また、東京都は、男性向けの助成を始める区市町村の負担を補助する形で検討を進めると承知している。

以上のことを踏まえ、以下質問する。

一 子宮頸がん及び性感染症の感染拡大予防に関して住む地域で差があるべきではなく、国は全国一律に補助を行うべきだと考えるが、政府の見解如何。

二 一に関連して、国が一律に、たとえば、小学六年生から高校一年生相当の男子を対象とした全額助成を行う場合、どの程度の予算が必要になるのか。概ねの予算額を示されたい。

三 子宮頸がんを予防するためには、HPVワクチンの接種と検診受診率のアップが必要だと思われるが検診受診率には地域差が大きい。この差はどのような理由で生じると思われるか。政府の見解如何。

四 三に関連して、検診受診率のアップについて、どのように改善すべきと考えているのか。検診受診率の目標や、具体的な対策があれば示されたい。

五 子宮頸がんの早期発見、早期治療のために、罹患が疑われる者が医療機関に出向いての受診、検診を待つのみでは十分ではない。受診を躊躇している間に手遅れになる場合がある。そこでオンラインによる受診や検査キットなど

を用いたセルフチェック検査等、同時に多方面からのアプローチが必要だと思われるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二二第五五号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理 松野 博一
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適用に関する質問に対する答弁書

一について

ヒトパピローマウイルスワクチン(以下「HPVワクチン」という。)の男性への接種(以下「男性への接種」という。)については、令和四年八月より、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会(以下「ワクチン評価に関する小委員会」という。)において、その有効性、安全性等について議論を行っているところであり、現時点では、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「概ねの予算額」については、御指摘の「小学六年生から高校一年生相当の男子」への接種に使用するHPVワクチンの種類や価格等により異なることから、一概にお答えすること

は困難であり、また、一についてでお答えしたとおり、男性への接種については、現在、ワクチン評価に関する小委員会において議論しているところであることから、一定の仮定を置いてお答えすることは差し控えたい。

五について
御指摘の「検診」の趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に無症状の方への子宮頸がん検診を指すとすれば、指針においては、「問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診」の実施を推奨し、対面での実施を前提としており、また、「子宮頸部の細胞診」は、令和二年に国立研究開発法人国立がん研究センターの社会と健康研究センターが作成した「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版」において、「検体は医師採取のみとし、自己採取は認めない」とされていることから、御指摘の「オンラインによる受診」及び「検査キットなどを用いたセルフチェック検査」を推奨することは、現時点では考えていない。

四について
お尋ねの「検診受診率の目標」については、子宮頸がん検診も含め、「がん対策推進基本計画」（令和五年三月二十八日閣議決定）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇五八号厚生労働省健康局長通知別添。以下「指針」という。）に基づく全てのがん検診について、国民の受診率六十パーセントを目指すこととしている。

また、御指摘の「罹患が疑われる者」の「受診」に当たっては、御指摘の「オンラインによる受診」については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成三十年三月三十日付け医政発〇三三〇第四十六号厚生労働省医政局長通知別紙）において、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断し、対面診療を適切に組み合わせて実施することとしているところ、子宮頸がんの診断のために医師等による検体採取が必要となることも踏まえ、適切に判断されるものと考えている。さらに、御指摘の「検査キットなどを用いたセルフチェック検査」については、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四

また、お尋ねの「具体的な対策については、市区町村が、郵送や電話などにより個別の受診勧奨又は再勧奨を行う場合や、子宮頸がん検診の初年度の受診対象者に対するクーポン券の配布等を行う場合において、これらの事業に係る費用に対する補助を行ってきたところである。また、令和二年度から令和四年度までの間に、一部の市区町村と連携して受診率向上策について検証を行った「がん検診のアクセスビリティ向上策等の実証事業」を踏まえ、令和五年度において、当該事業の成果を市区町村に対して情報提供するとともに、市区町村が計画し、又は実施した受診勧奨策の内容について、改善点等

を助言するなどの支援を新たに行っているところである。

項に規定する体外診断用医薬品には、同法第四条第五項第四号に掲げる一般用医薬品として同法第二十三条の二の五第一項の規定による承認を受けたものがないため、子宮頸がんの「セルフチェック検査」を推奨することは、現時点では考えていない。

いづれにせよ、政府としては、御指摘の「子宮頸がんの早期発見、早期治療」のため、子宮頸がん検診の受診率向上が必要不可欠であると考えており、引き続き、受診率向上のための各種取組を進めてまいりたい。

令和五年十一月二十一日提出
質問 第五六号
イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関する質問主意書
提出者 徳永 久志

会談を行い、岡野事務次官から、イスラエル国民への連帯、今般のハマス等のパレスチナ武装勢力によるテロ攻撃への断固たる非難を示し、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することは当然である旨言及した。

また、現地時間十月十二日、タイを訪問中の上川陽子外務大臣は、コーヘン・イスラエル外務大臣と電話会談を行い、上川大臣から、今回の残酷な無差別攻撃は正当化することはできず、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することは当然である旨言及した。更に、十月二十七日、上川大臣はコーヘン駐日イスラエル大使の表敬を受けたところ、上川大臣から、日本としてイスラエル国民との連帯の意を表するとともに、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有するという日本側の認識を改めて伝達した。

そして、十一月八日に発出されたG7外相声明（和文仮訳（外務省HPより））においては、ハマス等によるテロ攻撃及び現在も続くイスラエルに対するミサイル攻撃を断固として非難するとした上で、国際法に従って自国及び自国民を守るイスラエルの権利を強調すると述べられている。

このイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関し、以下質問する。

一 今回、イスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利という表現は、政府において多々用いられているが、この表現を用いた理由を明らかにされたい。攻撃を受けたイスラエルの国際法上の自衛の権利を述べていると見受けられるが、国連憲章第五十一条に規定される自衛権とは区別しているのか。仮に区別しているとして、当該権利は国際慣習法上認められる自

また、お尋ねの「具体的な対策については、市区町村が、郵送や電話などにより個別の受診勧奨又は再勧奨を行う場合や、子宮頸がん検診の初年度の受診対象者に対するクーポン券の配布等を行う場合において、これらの事業に係る費用に対する補助を行ってきたところである。また、令和二年度から令和四年度までの間に、一部の市区町村と連携して受診率向上策について検証を行った「がん検診のアクセスビリティ向上策等の実証事業」を踏まえ、令和五年度において、当該事業の成果を市区町村に対して情報提供するとともに、市区町村が計画し、又は実施した受診勧奨策の内容について、改善点等

を助言するなどの支援を新たに行っているところである。

イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関する質問主意書
令和五年十月七日（現地時間）、ハマス等のパレスチナ武装勢力が、ガザ地区からイスラエルに向けてロケット弾を多数発射した。更に、イスラエル側の検問・境界を破って武装した戦闘員が侵入、民間人を襲撃し、イスラエル国防軍と交戦した。これに対し、イスラエル国防軍はガザ地区への軍事作戦を開始、現在に至るまで激しい攻撃が続いており、深刻な人道危機が懸念されている。

今回のイスラエル・パレスチナをめぐる情勢について、十月十一日、岡野正敬外務事務次官がギラッド・コーヘン駐日イスラエル特命全權大使と

会談を行い、岡野事務次官から、イスラエル国民への連帯、今般のハマス等のパレスチナ武装勢力によるテロ攻撃への断固たる非難を示し、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することは当然である旨言及した。

また、現地時間十月十二日、タイを訪問中の上川陽子外務大臣は、コーヘン・イスラエル外務大臣と電話会談を行い、上川大臣から、今回の残酷な無差別攻撃は正当化することはできず、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することは当然である旨言及した。更に、十月二十七日、上川大臣はコーヘン駐日イスラエル大使の表敬を受けたところ、上川大臣から、日本としてイスラエル国民との連帯の意を表するとともに、イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有するという日本側の認識を改めて伝達した。

そして、十一月八日に発出されたG7外相声明（和文仮訳（外務省HPより））においては、ハマス等によるテロ攻撃及び現在も続くイスラエルに対するミサイル攻撃を断固として非難するとした上で、国際法に従って自国及び自国民を守るイスラエルの権利を強調すると述べられている。

このイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関し、以下質問する。

一 今回、イスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利という表現は、政府において多々用いられているが、この表現を用いた理由を明らかにされたい。攻撃を受けたイスラエルの国際法上の自衛の権利を述べていると見受けられるが、国連憲章第五十一条に規定される自衛権とは区別しているのか。仮に区別しているとして、当該権利は国際慣習法上認められる自

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 議長の報告 解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案及び同報告書

衛の権利を確認したものと理解で差し支えないか。

二 政府としては、イスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利の内容、権利行使の要件及び許容範囲を具体的にどう定義しているのか、答弁されたい。
右質問する。

内閣衆質二二二第五六号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員徳永久志君提出イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員徳永久志君提出イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自国民を守る権利に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第五十一条において、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定されていること、一般国際法上、国家は、自国又は自国民に対する武力攻撃に至らない侵害に対し、これを排除するために実力を行使することが認められる場合があること及び国際司法裁判所が二

千四年七月九日に発表した「パレスチナ占領地における壁建設の法的帰結に関する勧告的意見」において、イスラエルの住民に対して多数の暴力行為が生じている中で、同国には自国の市民の生命を守るために対処する権利がある旨述べられていることを踏まえ、我が国として、これらを総合的に勘案し、同国が国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有すると認識しており、御指摘の「この表現」を用いているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国際法上、一般に、国家が国際法上許容される武力の行使を行うに当たっては、国際人道法を含む関連の国際法上の要件に従う必要があるが、どのような状況や態様で武力の行使が認められるかについては、個別具体の事情によるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

西村智奈美 長妻 昭
柚木 道義 吉田 統彦
山井 和則 金村 龍那
阿部 司 青柳 仁士
賛成者
安住 淳 外百二十二名

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案
保全に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをすることにより、当該宗教法人による不当な寄附の勧誘を受けた者等に係る被害の回復に資し、もって消費者の利益の擁護に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「宗教法人」とは、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項に規定する宗教法人をいう。

第三条 裁判所は、宗教法人法第八十一条第一項(宗教法人の財産に関する保全処分)

第一号又は第二号(同法第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことに係る部分に限る。附則第三条第一項において同じ。)に該当する事由があることを理由として、同法第八十一条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手続を開始した場合であつて、当該裁判の請求又は当該事件の手続に係る宗教法人について次の各号のいずれにも該当すると認める相当な理由があるときは、所轄庁(同法第五条に規定する所轄庁をいう。)、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、その事件につき決定があるまでの間、当該宗教法人の財産

三〇
に關し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

一 当該宗教法人による不当な寄附の勧誘その他の行為(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十五條第一項その他の法令の規定により当該宗教法人が損害を賠償する責任を負うべき信者その他の関係者によるものを含む。)によつて生じた損害の賠償に係る訴訟、示談の交渉及び国の行政機関その他の関係機関に対する相談に係る状況その他の事情に照らし、当該行為によつて、相当多数の個人において、多額の損害が生じていると見込まれること。

二 当該宗教法人の財産の構成、国内から国外へ向けた多額の送金その他の当該財産の第三者への移転に係る状況その他の事情に照らし、当該財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

(会社法の準用)

第四条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十五條第二項から第七項まで、第八百六十八條第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五條、第八百七十六條及び第九百五條から第九百六條の二までの規定は、前条の規定による保全処分について準用する。この場合において、同法第八百二十五條第二項中「管理命令を」とあるのは

「解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)

第三条の管理人による管理を命ずる処分(以下この項において「管理命令」という。)を」と、同条第三項中「法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所轄庁(特別措置法第三条に規定する所轄庁をいう。第九百六条第四項(第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。」において同じ。、利害関係人若しくは検察官の請求」と、同法第八百七十二条第一号及び第九百五条中「第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「特別措置法第三条」と、同条第二項中「申立て」とあるのは「請求」と、同法第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)

中「法務大臣」とあるのは「所轄庁又は検察官」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(事務の区分)

第五条 第三条並びに前条において準用する会社法第八百二十五条第三項及び第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

令和五年十二月五日 衆議院会議録第九号 解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案及び同報告書

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日(次条第二項及び附則第五条において「施行日」という。)から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前に命ぜられた第三条の規定による保全処分については、この法律は、同日以後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

第三条 この法律の規定は、この法律の施行前に宗教法人法第八十一条第一号又は第二号に該当する事由があることを理由として、同項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手続を開始した場合における宗教法人の財産の保全についても適用する。

2 施行日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日(附則第五条において「整備法施行日」という。)の前日までの間における第四条及び第五条の規定の適用については、第四条中「及び第九百五条から第九百六条の二まで」とあるのは「第九百五条及び第九百六条」と、同条中「第九百六条第四項(第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)」とあり、並びに同条及び第五十条中「第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九百六条第四項」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法(令和五年法律第 号)

第三条並びに第四条において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十五条第三項及び第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日から整備法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の地方自治法別表第一解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法(令和五年法律第 号)の項の規定の適用については、同項中「第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第九百六条第四項」とする。

(検討)

第六条 この法律の規定については、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の所要の措置が講ぜられるものとする。

理 由

近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてはその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めを必要とする。これが、この法律案を提出する理由である。

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智察美君外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてはその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関する特別の定めをしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 宗教法人の財産に関する保全処分

(一) 裁判所は、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと又は宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことを理由として、宗教法人の解散を命ずる裁判の請求があつた場合等であつて、次のいずれにも該当すると認める相当な理由があるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その事件につき決定があるまでの間、当該宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができることとする。

(1) 当該宗教法人による不当な寄附の勧誘その他の行為によって生じた損害の賠償に係る訴訟、示談の交渉及び国の行政機関等に対する相談に係る状況等に照らし、当該行為によって、相当多数の個人において、多額の損害が生じていると見込まれること。

(2) 当該宗教法人の財産の構成、国内から国外へ向けた多額の送金その他の当該財産の第三者への移転に係る状況等に照らし、当該財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

(一) の保全処分について、会社法の所要の規定を準用すること。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。

(二) この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失うこと。ただし、同日前に命ぜられた(一)による保全処分については、この法律は、同日以後も、なおその効力を有すること。

(三) この法律の規定は、この法律の施行前に宗教法人の解散を命ずる裁判の請求があつた場合等における宗教法人の財産の保全についても適用すること。

(四) この法律の規定については、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の所要の措置が講ぜられるものとする。

二 議案の否決理由

近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る

宗教法人の財産についてその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをしようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和五年十二月五日

法務委員長 武部 新
衆議院議長 額賀福志郎殿

特定不作為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案
右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

柴山 昌彦 山下 貴司
小倉 将信 大口 善徳
日下 正喜 西岡 秀子
賛成者

井原 巧外二十一名

特定不作為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 支援センターの業務の特例(第三条―第五条)

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定(第六条)

第二節 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例(第七―第十條)

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例(第十一條―第十三條)

第四節 補則(第十四條―第十七條)

第五節 罰則(第十八條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の宗教法人(宗教法人法昭和二十六年法律第二百二十六号)第四條第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。をめぐる状況に鑑み、特定不作為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三條に規定する日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法第八十一條第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であつて、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの(以下「特定解散命令請求等」という。)に係るものをいう。

一 宗教法人法第八十一條第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。

二 所轄庁(宗教法人法第五條に規定する所轄庁をいう。以下同じ。)若しくは検察官による

請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

2 この法律において「特定不作為等」とは、特定解散命令請求等の原因となつた不作為、契約申込み等(対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。)の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であつて、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。

第二章 支援センターの業務の特例
(支援センターの業務の特例)

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十條に規定する業務のほか、次に掲げる業務(以下「特定被害者法律援助事業」という。)を行う。

一 特定被害者(特定不作為等に係る被害者であつて、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下この条において同じ。)をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 特定不作為等に関する民事事件手続

(裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この号において同じ。)であつて、特定被害者を当事者とするもの(ハ及び第四項において「特定被害者」に係る民事事件手続という。)の準備及び追行(民事事件手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。同項において同じ。)のため代理人に支払うべき報酬及びその他の代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
ロ イに規定する立替えに代え、イに規定す

る報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成することを業とすることができ、その対し特定被害者に係る民事事件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等にハに規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による特定不法行為等に関する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務（民事保全手続

に附帯する担保の提供に係る業務を含む。）を行うこと。

2 特定被害者法律援助事業は、対象宗教法人について特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあつた時又は対象宗教法人が解散（特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。）をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みをした特定被害者について行うものとする。

3 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に規定する事項のほか、特定被害者法律援助事業に関し、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、第一項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及び二に規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

4 前項の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならない。かつ、必要かつ相当な範囲で免除できるものとしなければならない。

（総合法律支援法の適用）
第四条 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条	この法律	この法律及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による
第十九条第二項第二号	この法律	この法律（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第五項	この法律又は準用通則法（第四十八条	この法律、特定不法行為等被害者特例法又は準用通則法（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十八条
第二十三条の二第二項	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法（同じ。）及び特定被害者法律援助契約弁護士等（特定不法行為等被害者特例法第三条第一項第一号ロに規定する特定被害者法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
第二十九条第八項第一号	同じ。	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等に
第二十九条第八項第二号	第三十五条第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び特定被害者法律援助事業（特定不法行為等被害者特例法第三条第一項に規定する特定被害者法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十条第三項	前二項の業務 契約弁護士等	前二項の業務又は特定被害者法律援助事業 契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士等

第三十一条	業務は	業務並びに特定被害者法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前条
第三十二条第二項	各業務	各業務及び特定被害者法律援助事業
	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
	前条	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前条
第三十二条第五項	業務	業務及び特定被害者法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は特定被害者法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士等の
第三十四条第二項第六号	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第三十五条第一項	業務	業務及び特定被害者法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
第四十二条の二第二項	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第四十二条の二第二項	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
第四十六条第一項	以外の業務	業 以外の業務並びに特定被害者法律援助事業

第四十六条第三項及び第四項	第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第三条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和五年法律第 号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。)	総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)、特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第三十九条の二第二項の項	総合法律支援法(同法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)	総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)、特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第五十条の項	及び総合法律支援法の	総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、及び特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第五十条の四第六項の項	総合法律支援法(同法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)	総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)、特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第六十四条第一項の項	総合法律支援法(同法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)	総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において適用するこの法律の規定を含む。)、及び特定不法行為等被害者特例法

第四十九条第三号	第四十六条第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項
第五十四条第一項第一号	この法律	この法律(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第五十四条第一項第四号	若しくは第五項	、同条第五項(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第五十四条第一項第五号	業務以外	業務及び特定被害者法律援助事業以外
第五十四条第一項第八号	第四十二条の二第二項	第四十二条の二第二項(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

(法務省令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定

第六条 この章のいかなる規定も、文部科学大臣及び都道府県知事に対し、宗教法人における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 この章のいかなる規定も、宗教法人が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第二節 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例

例

(指定宗教法人の指定)

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。

二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

2 前項の規定による指定宗教法人の指定(以下単に「指定宗教法人の指定」という。)をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科

学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合には、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主たる事務所の所在地その他の当該指定宗教法人を特定するために必要な事項を公示しなければならない。

4 指定宗教法人の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならない。

6 所轄庁は、公示された事項に変更があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定宗教法人の指定の解除)

第八条 所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(指定宗教法人の指定の失効)

第九条 指定宗教法人の指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。

二 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあったとき。

三 当該指定宗教法人が解散したとき(第一号に該当するものを除く。)

2 第七条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例)

第十条 指定宗教法人は、宗教法人法第二十三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その旨を示してその旨を通知しなければならない。

2 所轄庁は、指定宗教法人から前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならない。

3 宗教法人法第二十四条の規定は、第一項の規定に違反してした不動産の処分又は担保としての提供について準用する。

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例

の特例

(特別指定宗教法人の指定等)

第十一条 所轄庁は、指定宗教法人の財産の内容及び額、指定宗教法人の指定を受けた後のその財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該指定宗教法人について、その財産の隠匿又は無償の供与その他の行為により特定不法行為等に係る被害者の権利を害するおそれがあると認めるときは、当該指定宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

2 第七条第一項を除く。及び第八条の規定は、前項の場合に準用する。

3 特別指定宗教法人として指定された指定宗教法人について、第八条第一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規定により指定宗教法人の指定が効力を

失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定(以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。)が解除されたものとみなす。

4 第七條第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(財産目録等の作成及び提出の特例)

第十二條 特別指定宗教法人の指定があつた場合における宗教法人法第二十五條の規定の適用については、同條第一項中「財産目録及び収支計算書を」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期(会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。)終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同條第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同條第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同條第五項中「前項」とあるのは「前項(特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和五年法律第号。以下「特定不行為等被害者特例法」という。))第十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八條の規定の適用については、同條第四号中「第二十

特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案及び同報告書

五條第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不行為等被害者特例法第十二條第一項の規定により読み替えて適用する第二十五條第一項若しくは第二項」と、同條第五号中「第二十五條第四項」とあるのは「特定不行為等被害者特例法第十二條第一項の規定により読み替えて適用する第二十五條第四項とする。

(財産目録等の閲覧の特例)

第十三條 特定不行為等に係る被害者は、宗教法人法第二十五條第三項の規定により同條第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、所轄庁に対し、前條第一項の規定により読み替えて適用する同法第二十五條第四項の規定により提出された同條第二項第三号に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができる。

2 前項の規定により閲覧をした特定不行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

第四節 補則

(特定解散命令請求等の所轄庁への通知)

第十四條 裁判所は、特定解散命令請求等があつたとき(当該特定解散命令請求等が所轄庁により行われたものである場合を除く。)は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。

(宗教法人審議会の所掌事務の特例)

第十五條 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一條第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(聴聞の特例)

第十六條 宗教法人法第八十條第四項の規定は、指定宗教法人の指定及び特別指定宗教法人の指定に係る聴聞について準用する。

(事務の区分)

第十七條 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五節 罰則

第十八條 指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、第十條第一項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章及び附則第三條第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(次条及び同項において「部施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

第二條 支援センターは、一部施行日前において、特定被害者法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

第三條 この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用する。

2 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間における第三條第一項(第一号ハ及び二に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ハ中「書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)」とあるのは「書類」と、「必要な書類又は電磁的記録」とあるのは「必要な書類」と、同号二中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。

3 第十二條第一項の規定は、特別指定宗教法人の指定があつた後最初に到来する四半期(特別指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。以下この項において同じ。)の末日の翌日を初日とする四半期から適用する。

(地方自治法の一部改正)

第四條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律
(令和五年法律第 号)

第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務

(この法律の失効)

第五条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

4 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

理 由

現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不合法行為に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定不合法行為に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案

(柴山昌彦君外五名提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

1 日本司法支援センターの業務の特例
特定不合法行為に係る被害者について、その資力の状況にかかわらず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、当該費用の償還及び支払は一定期間猶予するものとしなければならない。かつ、必要かつ相当な範囲で免除できるものとしなければならないこととする。

2 宗教法人による財産の処分及び管理の特例
(一) 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例
(1) 所轄庁は、被害者が相当多数存在すると見込まれ、財産の処分及び管理の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を、指定宗教法人として指定することができることとする。

(2) 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、少なくとも一月前に所轄庁に通知し、所轄庁は、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこととする。

(3) (2)に違反してした不動産の処分又は担保としての提供については、無効とする。

保としての提供については、無効とする。

(二) 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例

(1) 所轄庁は、指定宗教法人のうち、財産の隠匿又は無償の供与等により被害者の権利を害するおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

(2) 特別指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(3) 特定不合法行為に係る被害者は、(2)により提出された書類の写しの閲覧を求めることができることとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

(二) この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失うこと。

(三) 政府は、施行後三年を目途として、この法律の延長を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不合法行為に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めようとするもので、その

措置は妥当なものと認めるが、日本司法支援センターによる償還等の免除の範囲を明確にする規定、指定宗教法人の指定時の財産目録等の作成及び提出義務の拡大に関する規定、特別指定宗教法人に係る財産目録等の被害者による閲覧範囲の拡大に関する規定を追加すること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年十二月五日

法務委員長 武部 新

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 支援センターの業務の特例(第三条―第五条)

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定(第六条)

第二節 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例(第七

条―第十〇条)

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例

(第十一―第十三条)

第四節 補則(第十四条・第十七条)

第五節 罰則(第十八条)

附則

(支援センターの業務の特例)

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十

条に規定する業務のほか、次に掲げる業務(以下「特定被害者法律援助事業」という。)を行う。
一 特定被害者 特定不法行為等に係る被害者であつて、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下この条において同じ。)をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 特定不法行為等に関する民事事件手続(裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この号において同じ。)であつて、特定被害者を当事者とするもの(八及び第四項において「特定被害者」に係る民事事件手続という。)の準備及び追行(民事事件手続に先立つ和解の交渉で、特に必要と認められるものを含む。同項において同じ。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等(支援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。)にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)を作成することを業とすることができる者に対し特定被害者に係る民事事件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 八に規定する立替えに代え、八に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等に八に規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができ、者に係る特定不法行為等に関する法律相談、刑事に関するものを除く。)を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務(民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務を含む。)を行うこと。

二 特定被害者法律援助事業は、対象宗教法人に於いて特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあつた時又は対象宗教法人が解散(特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。)をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みをした特定被害者について行うものとする。

三 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に規定する事項

のほか、特定被害者法律援助事業に関し、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、第一項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及び二に規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項(同項第二号に規定する民事事件手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項)を記載しなければならない。

四 前項の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならない。かつ、必要かつ相当な範囲で免除できるものとしなければならない。

一 報酬及び実費の償還及び支払 次のイ又はロに掲げる場合
イ 当該特定被害者が一定以上の資力を有する場合
ロ 当該特定被害者の援助に至つた経緯、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

二 民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還 次のイ又はロに掲げる場合
イ 当該特定被害者が当該民事保全手続に関し故意又は重大な過失により当該民事保全手続に係る相手方に損害を与えた場合
ロ 当該特定被害者の援助に至つた経緯、当該援助を受けた被害者の資力の状況、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

第二節 指定宗教法人の不動産の処分等管理
の所轄庁への通知及び公告の特例

例
(財産目録等の作成及び提出の特例)
第十一条 指定宗教法人の指定があつた場合における宗教法人法

第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書」とあるのは「当該会計年度の収支計算書、毎会計年度の各四半期会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了後に作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律令和五年法律第 号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。第一 条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

二 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一 条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一 条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例
(特別指定宗教法人の指定等)
第十二 条 所轄庁は、指定宗教法人の財産の内容及び額、指定宗教法人の指定を受けた後のその財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該指定宗教法人について、その財産の隠匿又は無償の供与その他の行為により特定不法行為等に係る被害者の権利を害するおそれがあると認めるときは、当該指定宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

例
(特別指定宗教法人の指定等)
第十二 条 所轄庁は、指定宗教法人の財産の内容及び額、指定宗教法人の指定を受けた後のその財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該指定宗教法人について、その財産の隠匿又は無償の供与その他の行為により特定不法行為等に係る被害者の権利を害するおそれがあると認めるときは、当該指定宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

12³ 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項の規定により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき当該対象宗教法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限っては、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

13⁴ ○指定宗教法人が
○特別指定宗教法人として指定された○指定宗教法人について、第八条第一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規定により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなす。

14⁵ 第七条第三項及び第五項の規定は、
○第三項後段及び
○前項の場合に準用する。

15⁶ 特別指定宗教法人の指定があつた場合における宗教法人法第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。）終了後二月以内に当該四半期の財産

目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項（特定不作為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第号。以下「特定不作為等被害者特例法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

12 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

13 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

14 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

15 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

16 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができ

一 第十一条第一項の規定により読み替えて適用する宗教法人法第二十五条第四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類

二 宗教法人法第二十五条第四項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された同条第二項第三号に掲げる書類

2 前項の規定により閲覧をした特定不作為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不作為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定により閲覧をした特定不作為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不作為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定により閲覧をした特定不作為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不作為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定により閲覧をした特定不作為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不作為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定により閲覧をした特定不作為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不作為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。

3 第十二条第一項の規定は、特別指定宗教法人の指定があつた後最初に到来する四半期（特別指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。以下この項において同項において同じ。）の属する○の末日の翌日を初日とする四半期から適用する。

4 前項の場合において、指定宗教法人の指定があつた日の属する四半期がこの法律の施行の日を含むものであるときは、当該四半期に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」とあるのは「及び収支計算書」と、二「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、三「収支計算書及び貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とする。

5 前項の場合における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とあるのは、「特定不作為等被害者特例法第十二条第四項の規定により読み替えて適用する特定不作為等被害者特例法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とする。

6 第十三条第一項第二号に係る部分に限る。この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

6 第十三条第一項第二号に係る部分に限る。この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

6 第十三条第一項第二号に係る部分に限る。この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
送料 本号一部
配 送 二
料 三
別 〇〇円